

第18回

ふじさわサイクルプラン

推進連絡協議会

2022年（令和4年）7月19日（火）

本日の議題

1. 令和4年度の実施について
2. ふじさわサイクルプランの改定について



藤 沢 市

議題.1 令和4年度の取組について

～はしる～

➤ 自転車走行空間の整備計画について

■ ふじさわサイクルプラン実施計画

1. 「はしる～走行空間整備～」で取り組む施策

施 策	取 組 み
1 自転車走行空間づくり	●自転車走行空間の整備
2 鉄道駅周辺の自転車走行空間づくり	●藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、長後駅周辺の自転車走行空間づくり
3 先導的に取り組む路線以外の路線	●左側通行を促す路面標示など

2. 「はしる～走行空間整備～」の実実施スケジュール

実施スケジュール	時 期
第1期	2020年度（令和2年度）～2022年度（令和4年度）
第2期	2023年度（令和5年度）～2025年度（令和7年度）
第3期	2026年度（令和8年度）～2028年度（令和10年度）
第4期	2029年度（令和11年度）～2030年度（令和12年度）

➤ 自転車走行空間の整備計画について

■ ふじさわサイクルプラン実施計画

1. 自転車走行空間づくり

自転車走行空間の整備を検討する路線（道路空間再配分等）

路線No.	整備路線	整備形態等	第1期	第2期	第3期	第4期
1	藤沢石川線 I	検討→整備	整備方針検討		道路改良にあわせて整備	
	藤沢石川線 II	検討			検討	
2	中学通り線 I	自転車専用通行帯	※整備済			
3	藤沢駅辻堂駅線 I・II	自転車歩行者道	道路改良にあわせて整備(未整備区間)・検討中区間あり			

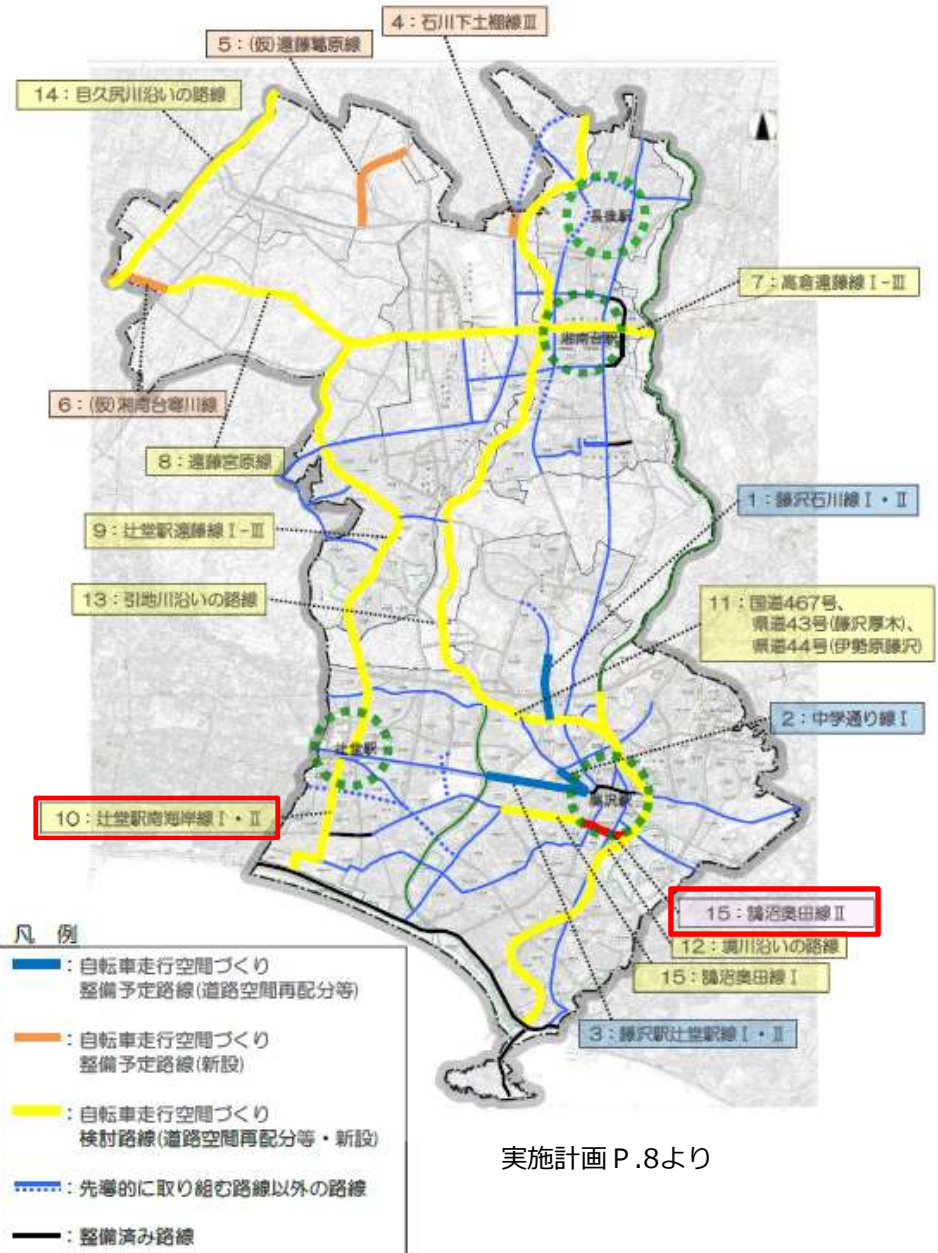
自転車走行空間の整備を検討する路線（新設）

路線No.	整備路線	整備形態等	第1期	第2期	第3期	第4期
4	石川下土棚線Ⅲ	自転車専用通行帯	道路新設にあわせて整備			
5	(仮)遠藤宮原線	自転車専用通行帯	道路新設にあわせて整備			
6	(仮)湘南台寒川線	関係機関との調整	道路を所管する関係機関との調整			

自転車走行空間を検討していく路線

路線No.	整備路線	整備形態等	第1期	第2期	第3期	第4期
7	高倉遠藤線 I	自転車専用通行帯		整備		
	高倉遠藤線 II	検討			検討	
	高倉遠藤線 III	自転車歩行者道			活用検討	
8	遠藤宮原線	自転車歩行者道				活用検討
9	辻堂駅遠藤線 I-III	自転車歩行者道		活用検討		
10	辻堂駅南海岸線 I	検討→整備	整備方針検討	道路改良にあわせて整備		
	辻堂駅南海岸線 II	車道混在		整備		
11	国道467号、 県道43号(藤沢厚木)、 県道44号(伊勢原藤沢)	関係機関との調整		道路を所管する関係機関との調整		
12	境川沿いの路線	検討		検討		
13	引地川沿いの路線	検討		検討		
14	目久尻川沿いの路線	検討		検討		
15	鶴沼奥田線 I	検討→整備	整備方針検討	道路新設にあわせて整備		
	鶴沼奥田線 II	自転車専用通行帯	整備			

実施計画 P.7より



実施計画 P.8より

➤ 自転車走行空間の整備計画について

■ ふじさわサイクルプラン実施計画

2. 鉄道駅周辺の自転車走行空間づくり

路線No	整備路線	整備形態等	第1期 (R2~R4)	第2期 (R5~R7)	第3期 (R8~R10)	第4期 (R11~R12)
16	藤沢駅周辺	車道混在・ 自転車ピクトグラム 【左側通行】	整備			
17	辻堂駅周辺	車道混在・ 自転車ピクトグラム 【左側通行】	整備計画	整備		
18	湘南台駅周辺	車道混在・ 自転車ピクトグラム 【左側通行】		整備計画	整備	
19	長後駅周辺	車道混在・ 自転車ピクトグラム 【左側通行】			整備計画	整備

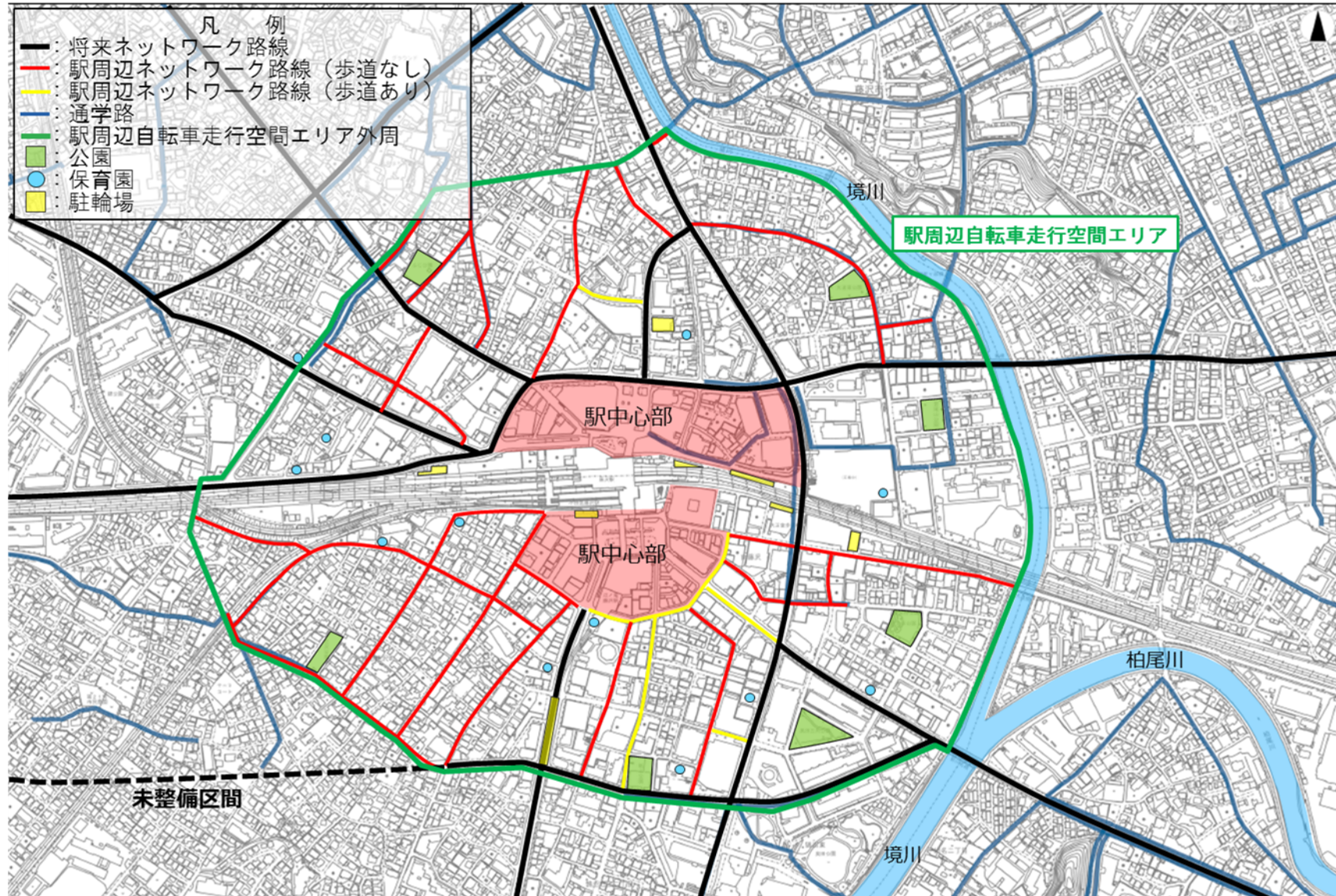
実施計画 P.9より



実施計画 P.9より

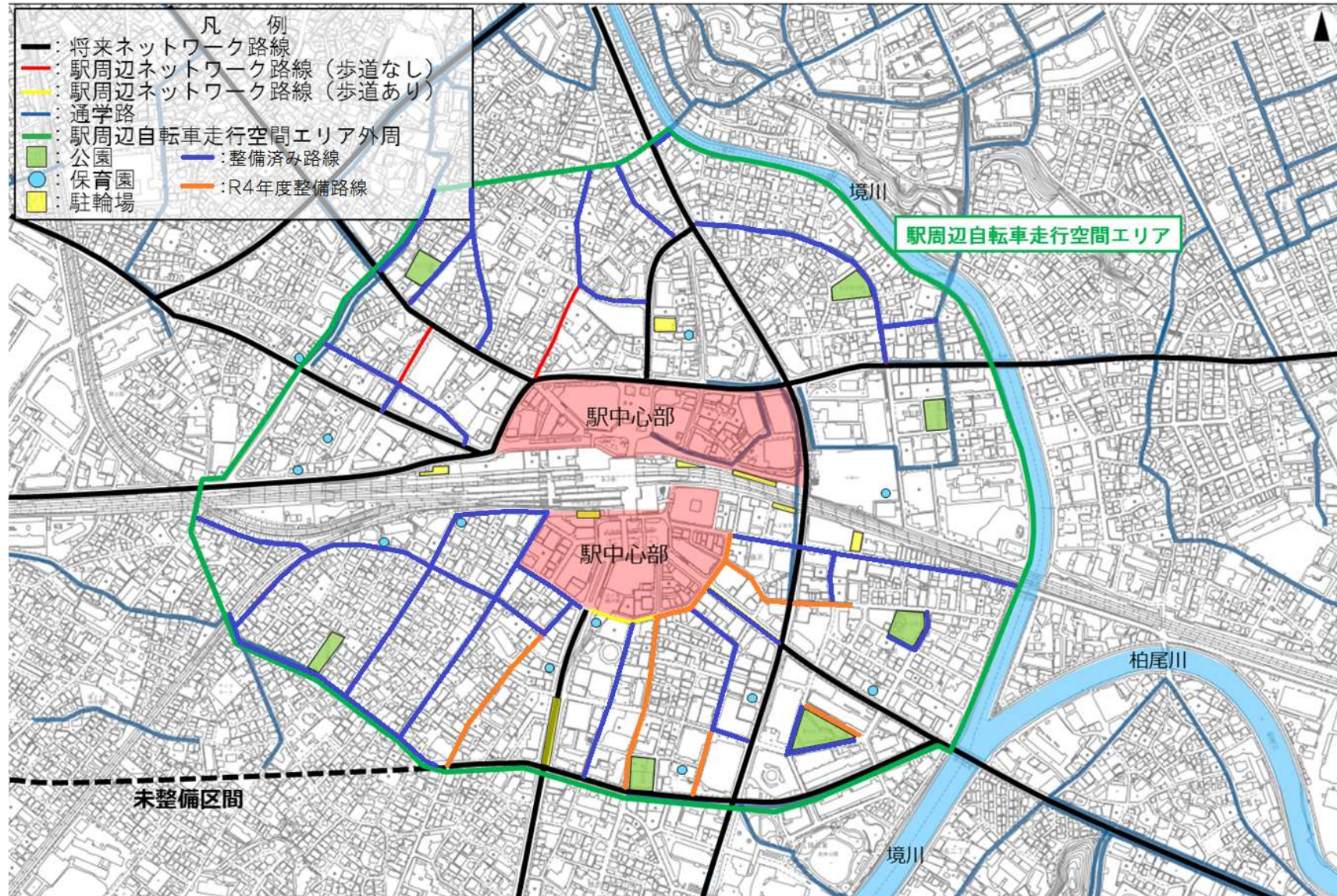
➤ 藤沢駅周辺の整備について

■ 藤沢駅周辺の自転車走行空間整備計画



➤ 藤沢駅周辺の整備について

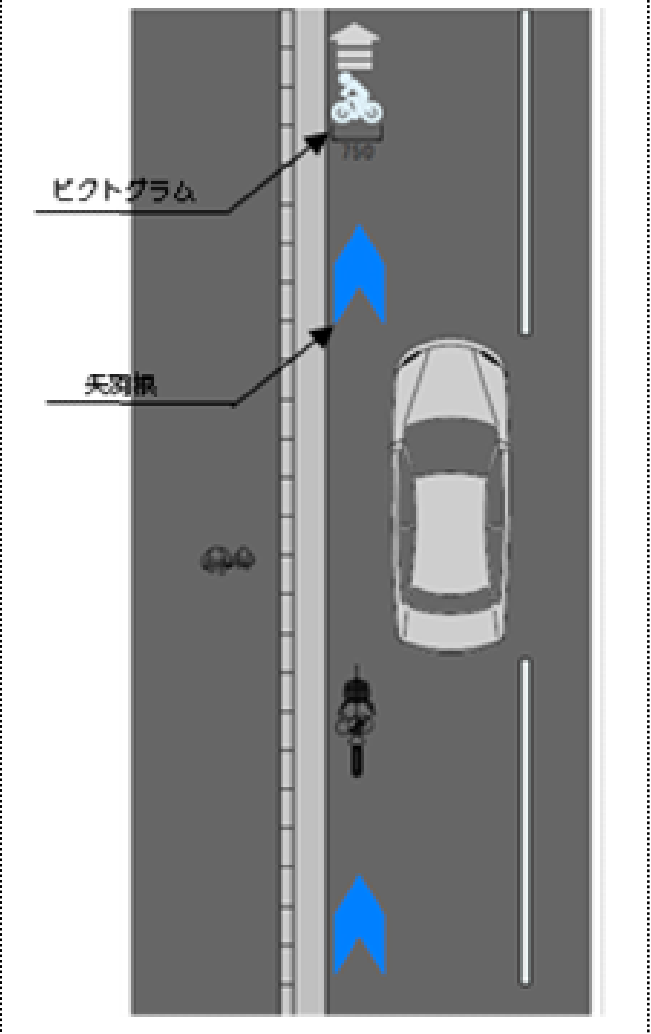
■ 藤沢駅周辺の自転車走行空間整備計画



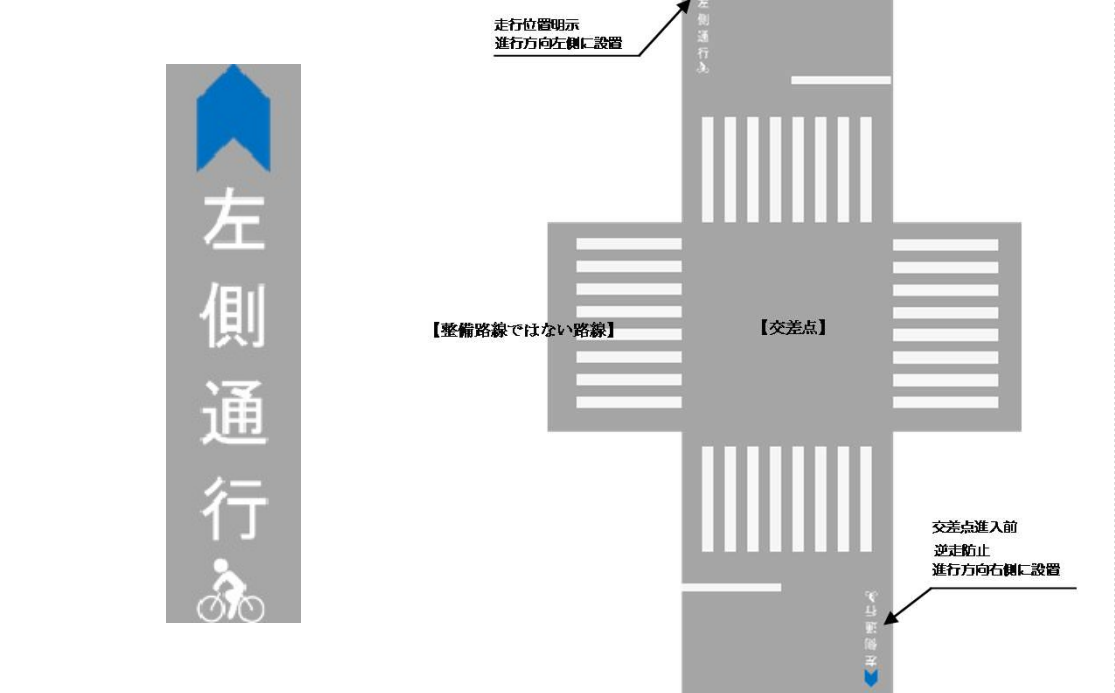
➤ 藤沢駅周辺の整備について

■ 整備形態【車道混在・ピクトグラム（左側通行）・押し歩き案内】：藤沢駅周辺

駅周辺ネットワーク路線(歩道あり)
車道混在による整備



駅周辺ネットワーク路線(歩道なし)
自転車ピクトグラム（左側通行）による整備



駅中心部
自転車押し歩き案内の整備

車止め(シール)



車止め(プレート)



路面シート



➤ 藤沢駅周辺の整備について

■ 整備事例

令和3年度藤沢駅周辺自転車走行空間整備工事

【車道混在】



【ピクトグラム（左側通行）】

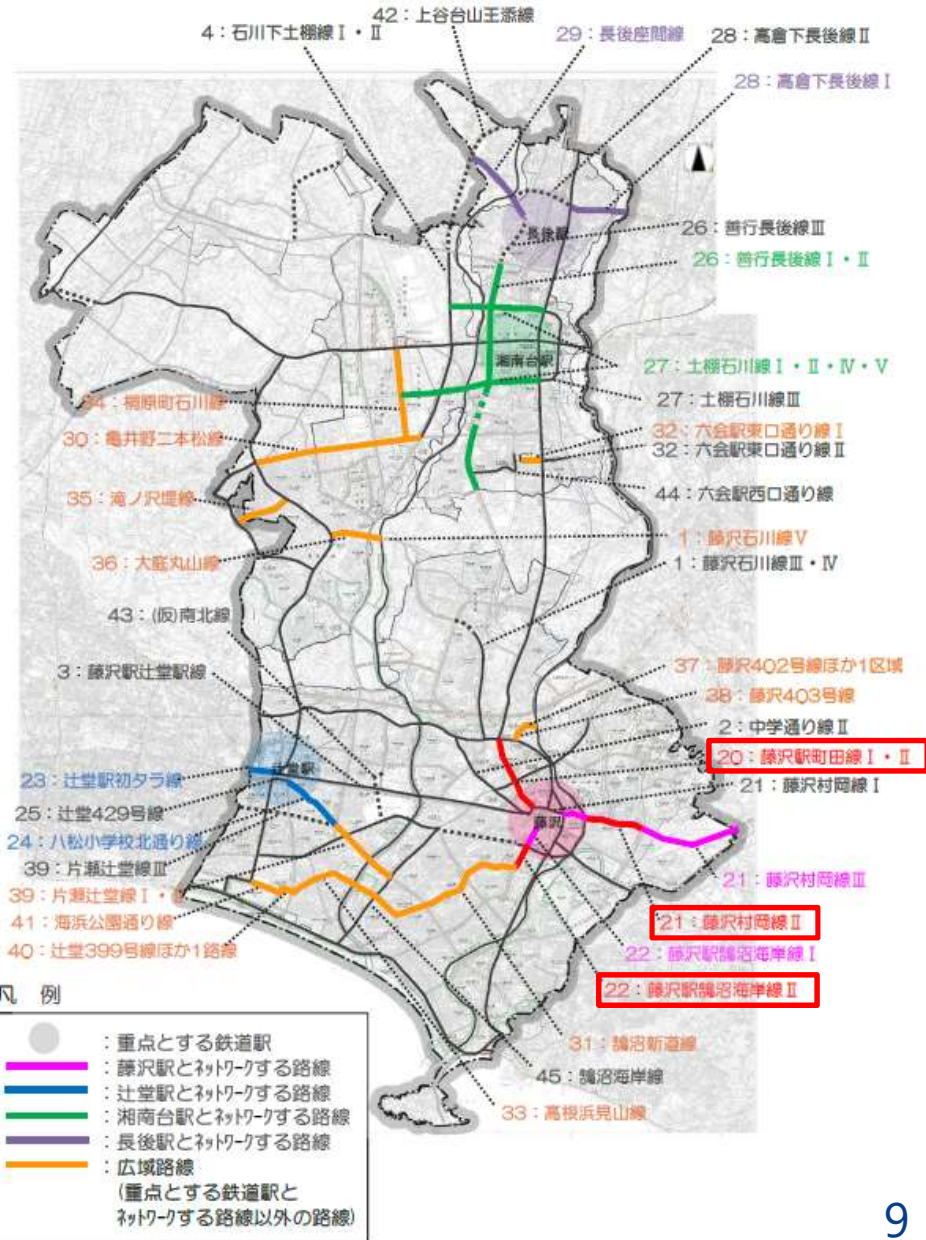


➤ 自転車走行空間の整備計画について

■ ふじさわサイクルプラン実施計画

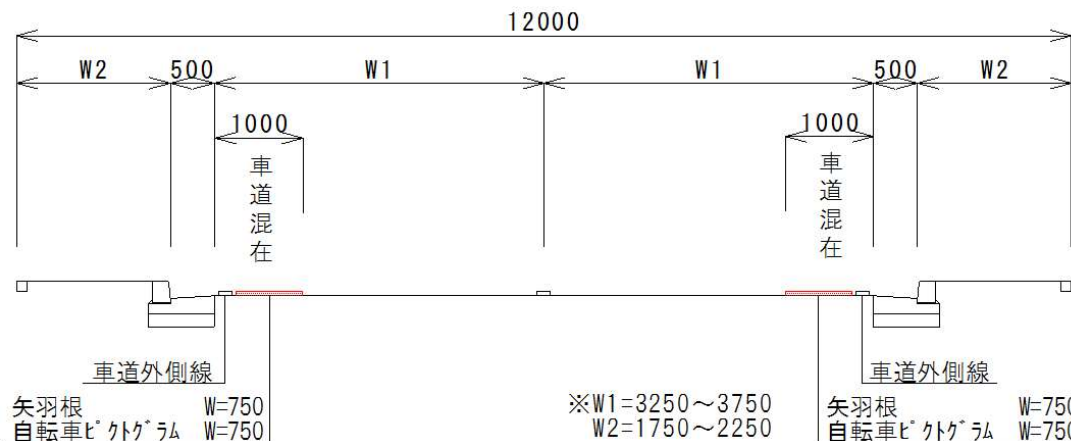
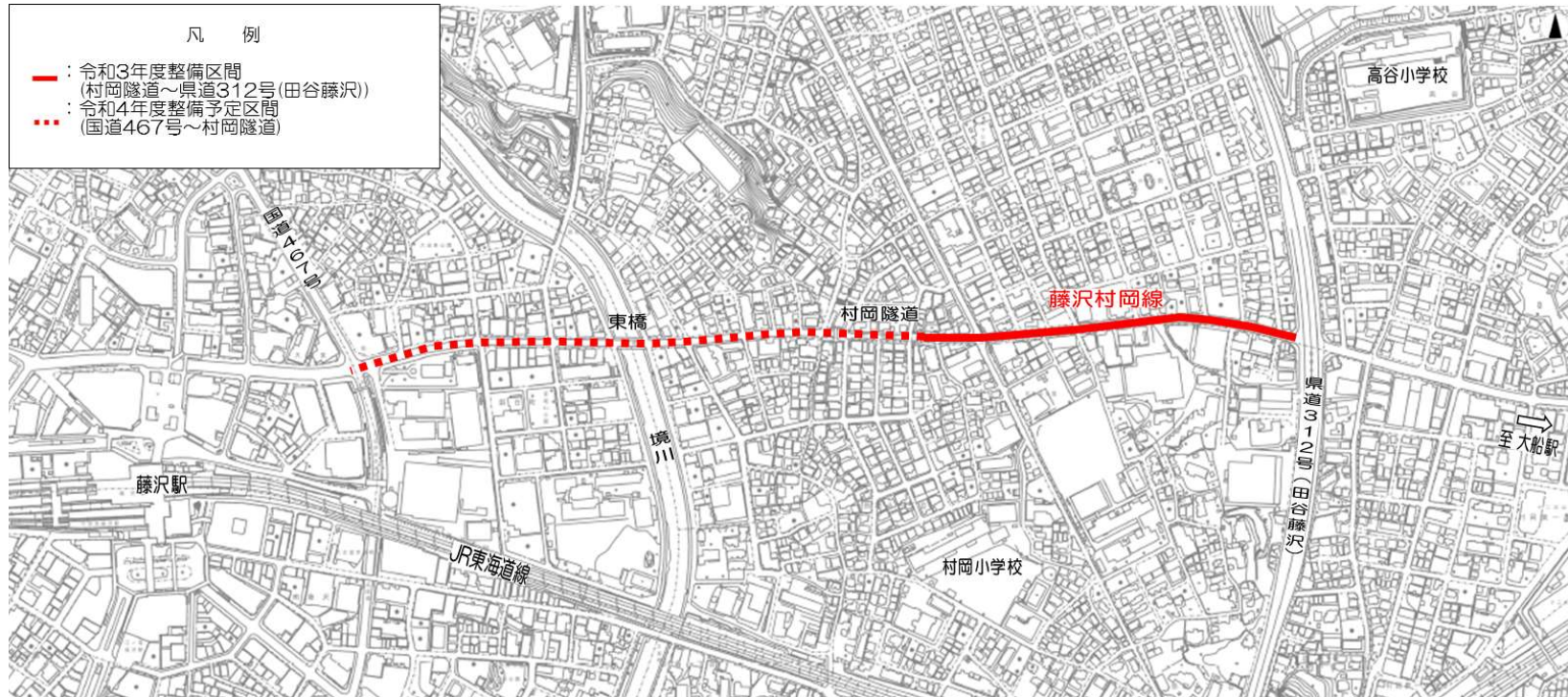
3.先導的に取り組む路線以外の路線 実施計画P.10より

路線No	整備路線	整備形態等	第1期 (R2~R4)	第2期 (R5~R7)	第3期 (R8~R10)	第4期 (R11~R12)
20	藤沢駅前田線Ⅰ・Ⅱ	車道混在	整備			
	藤沢村岡線Ⅰ	車道混在	※整備済			
21	藤沢村岡線Ⅱ	車道混在	整備			
	藤沢村岡線Ⅲ	車道混在			道路改良にあわせて整備	
22	藤沢駅隣沼海岸線Ⅰ	検討→整備	検討			
	藤沢駅隣沼海岸線Ⅱ	車道混在	整備			
2	中学通り線Ⅱ	自転車専用通行帯	※整備済			
23	辻堂駅初タラ線	車道混在		整備		
24	八松小学校北通り線	車道混在		整備		
3	藤沢辻堂駅線Ⅲ	自転車歩行者道	道路改良にあわせて整備(未整備区間)			
25	辻堂429号線	自転車歩行者道		活用検討		
26	善行長後線Ⅰ・Ⅱ	自転車専用通行帯	未整備区間の道路整備		整備	
	善行長後線Ⅲ	検討				検討
27	土曜石川線Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ	車道混在			整備	
	土曜石川線Ⅲ	車道混在			※整備済	
28	高倉下長後線Ⅰ	車道混在				整備
	高倉下長後線Ⅱ	検討		検討		
29	長後座間線	車道混在				整備
30	亀井野二本松線	自転車専用通行帯		整備		
31	鶴沼新道線	車道混在		整備		
32	六会駅東口通り線Ⅰ	自転車専用通行帯			整備	
	六会駅東口通り線Ⅱ	車道混在			※整備済	
33	高根浜見山線	車道混在			整備	
34	桐原町石川線	車道混在				整備
35	滝ノ沢堤線	車道混在				整備
36	大庭丸山線	自転車専用通行帯				整備
1	藤沢石川線Ⅲ・Ⅳ	検討				検討
	藤沢石川線Ⅴ	自転車専用通行帯				整備
37	藤沢402号線ほか1区域	車道混在				整備
38	藤沢403号線	車道混在				整備
39	片瀬辻堂線Ⅰ・Ⅱ	車道混在				整備
	片瀬辻堂線Ⅲ	検討				検討
40	辻堂399号線ほか1路線	車道混在				整備
41	海浜公園通り線	車道混在				整備
42	上谷台山王添線	検討				検討
43	(仮)南北線	検討				検討
44	六会駅西口通り線	自転車歩行者道				活用検討
4	石川下土棚線Ⅰ・Ⅱ	自転車歩行者道				活用検討
45	鶴沼海岸線	自転車専用通行帯	※整備済			



➤ 自転車走行空間の整備の内容について

■ 藤沢村岡線自転車走行空間整備工事



自転車ピクトグラム



矢羽根

➤ 自転車走行空間の整備の内容について

■ 整備状況写真

【起点（村岡隧道）側】



【終点（弥勒寺高架下）側】

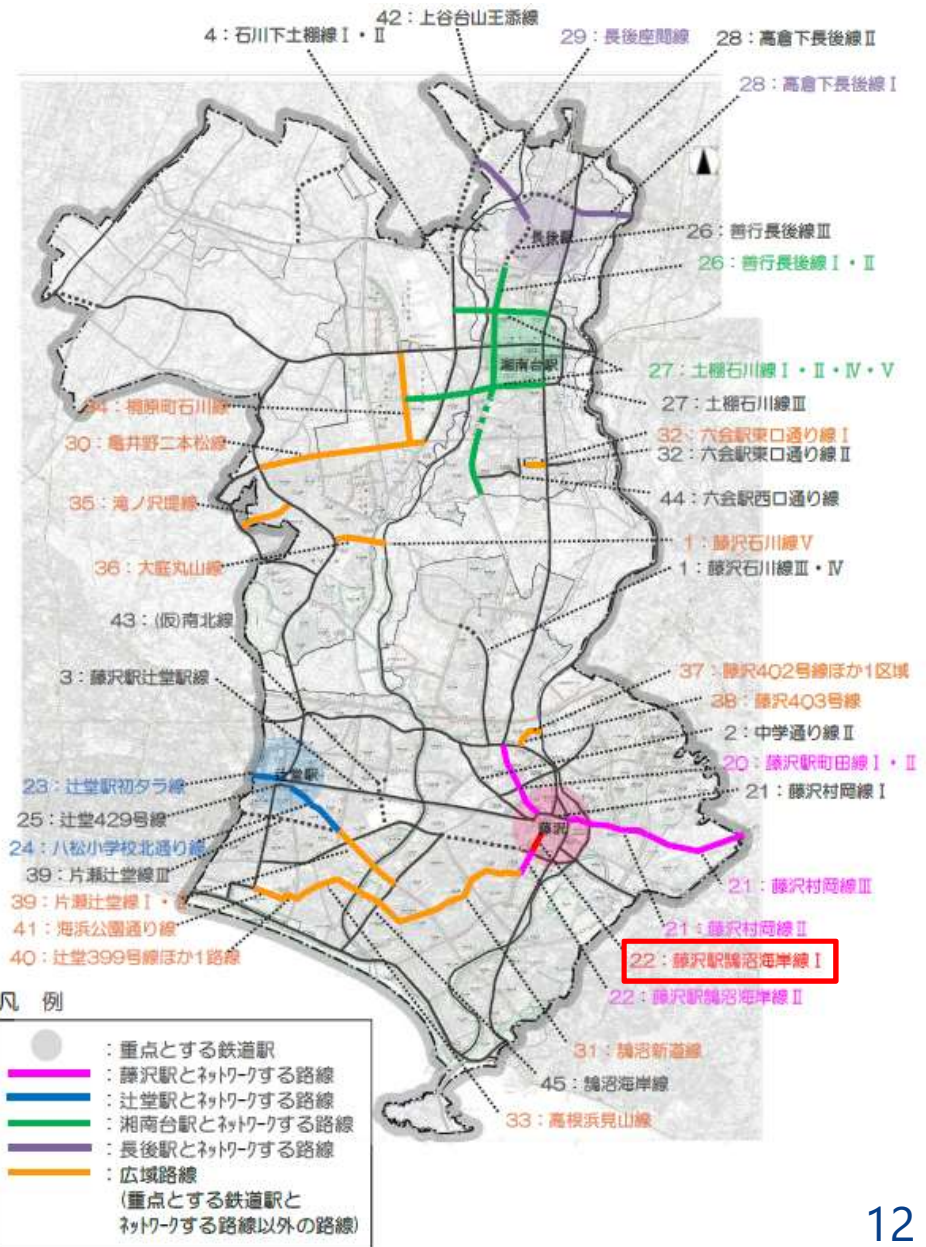


➤ 自転車走行空間の整備計画について

■ ふじさわサイクルプラン実施計画

3.先導的に取り組む路線以外の路線 実施計画P.10より

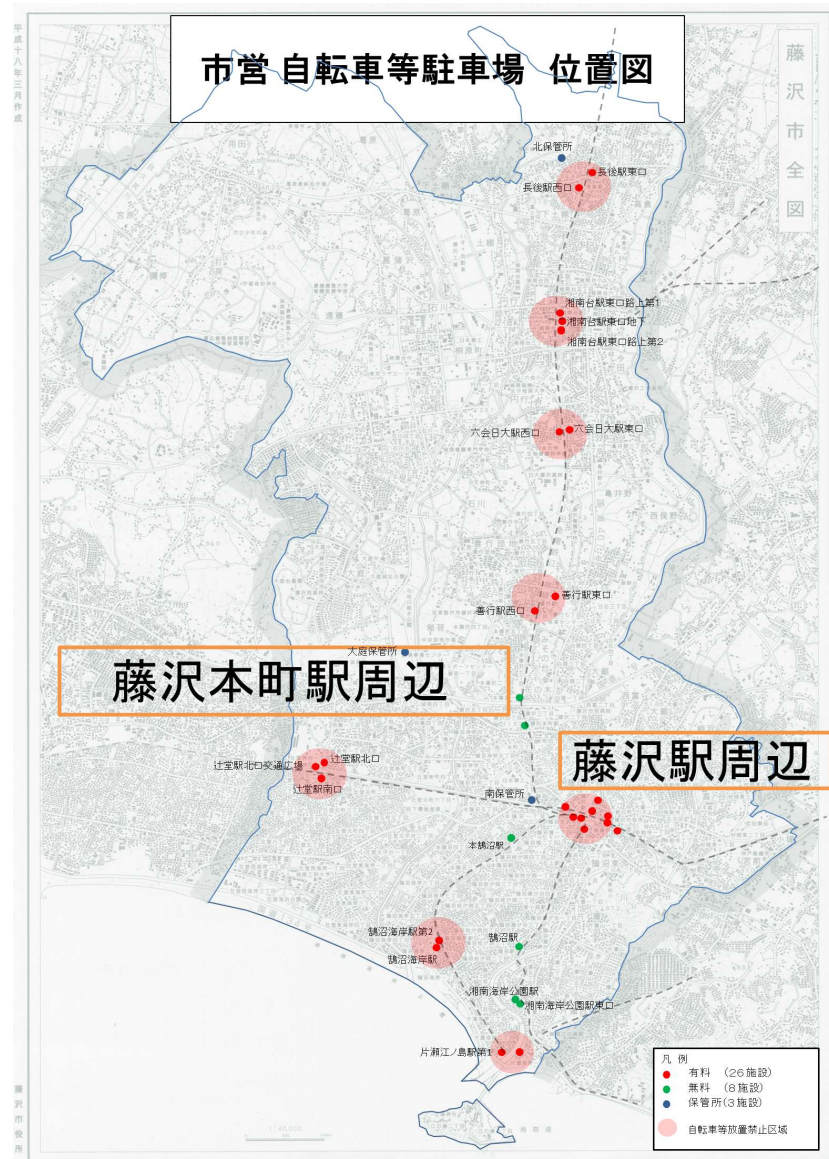
路線No	整備路線	整備形態等	第1期 (R2~R4)	第2期 (R5~R7)	第3期 (R8~R10)	第4期 (R11~R12)
20	藤沢駅町田線 I・II	車道混在	整備			
	藤沢村岡線 I	車道混在	※整備済			
21	藤沢村岡線 II	車道混在	整備			
	藤沢村岡線 III	車道混在			道路改良にあわせて整備	
22	藤沢駅鶴沼海岸線 I	検討→整備	検討	整備		
	藤沢駅鶴沼海岸線 II	車道混在	※整備済			
2	中学通り線 II	自転車専用通行帯	※整備済			
23	辻堂駅初タラ線	車道混在		整備		
24	八松小学校北通り線	車道混在		整備		
3	藤沢駅辻堂駅線 III	自転車歩行者道	道路改良にあわせて整備(未整備区間)			
25	辻堂429号線	自転車歩行者道		活用検討		
26	善行長後線 I・II	自転車専用通行帯	未整備区間の道路整備		整備	
	善行長後線 III	検討				検討
27	土曜石川線 I・II・IV・V	車道混在			整備	
	土曜石川線 III	車道混在	※整備済			
28	高倉下長後線 I	車道混在				整備
	高倉下長後線 II	検討		検討		
29	長後座間線	車道混在				整備
30	亀井野二本松線	自転車専用通行帯		整備		
31	鶴沼新道線	車道混在		整備		
32	六会駅東口通り線 I	自転車専用通行帯			整備	
	六会駅東口通り線 II	車道混在	※整備済			
33	高根浜見山線	車道混在			整備	
34	梶原町石川線	車道混在				整備
35	滝ノ沢堤線	車道混在				整備
36	大庭丸山線	自転車専用通行帯				整備
1	藤沢石川線 III・IV	検討			検討	
	藤沢石川線 V	自転車専用通行帯				整備
37	藤沢402号線ほか1区域	車道混在				整備
38	藤沢403号線	車道混在				整備
39	片瀬辻堂線 I・II	車道混在				整備
	片瀬辻堂線 III	検討				活用検討
40	辻堂399号線ほか1路線	車道混在				整備
41	海浜公園通り線	車道混在				整備
42	上谷台山玉添線	検討				活用検討
43	(仮)南北線	検討				活用検討
44	六会駅西口通り線	自転車歩行者道				活用検討
4	石川下土棚線 I・II	自転車歩行者道				活用検討
45	鶴沼海岸線	自転車専用通行帯	※整備済			



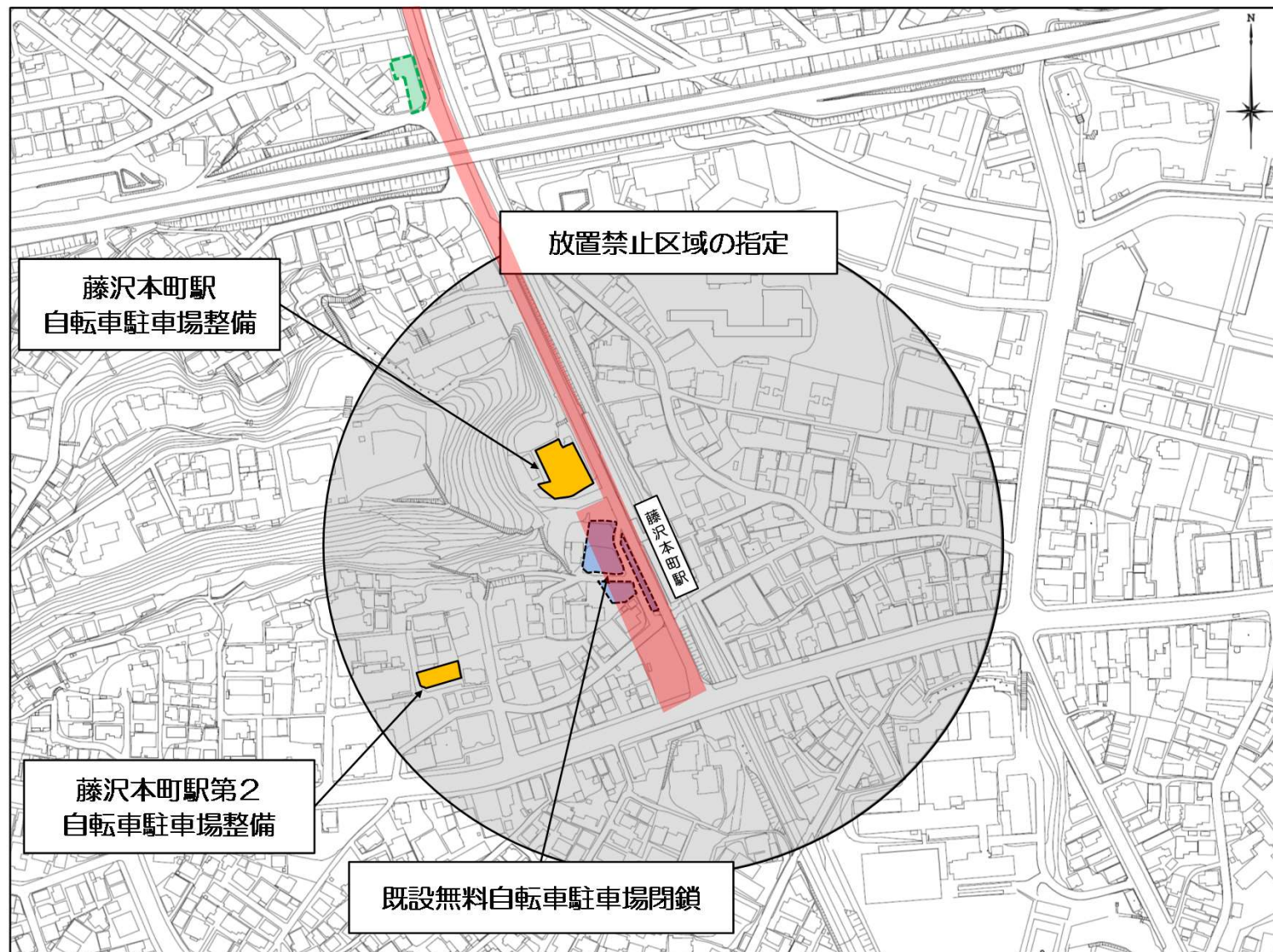
議題.1 令和4年度の取組について

～とめる～

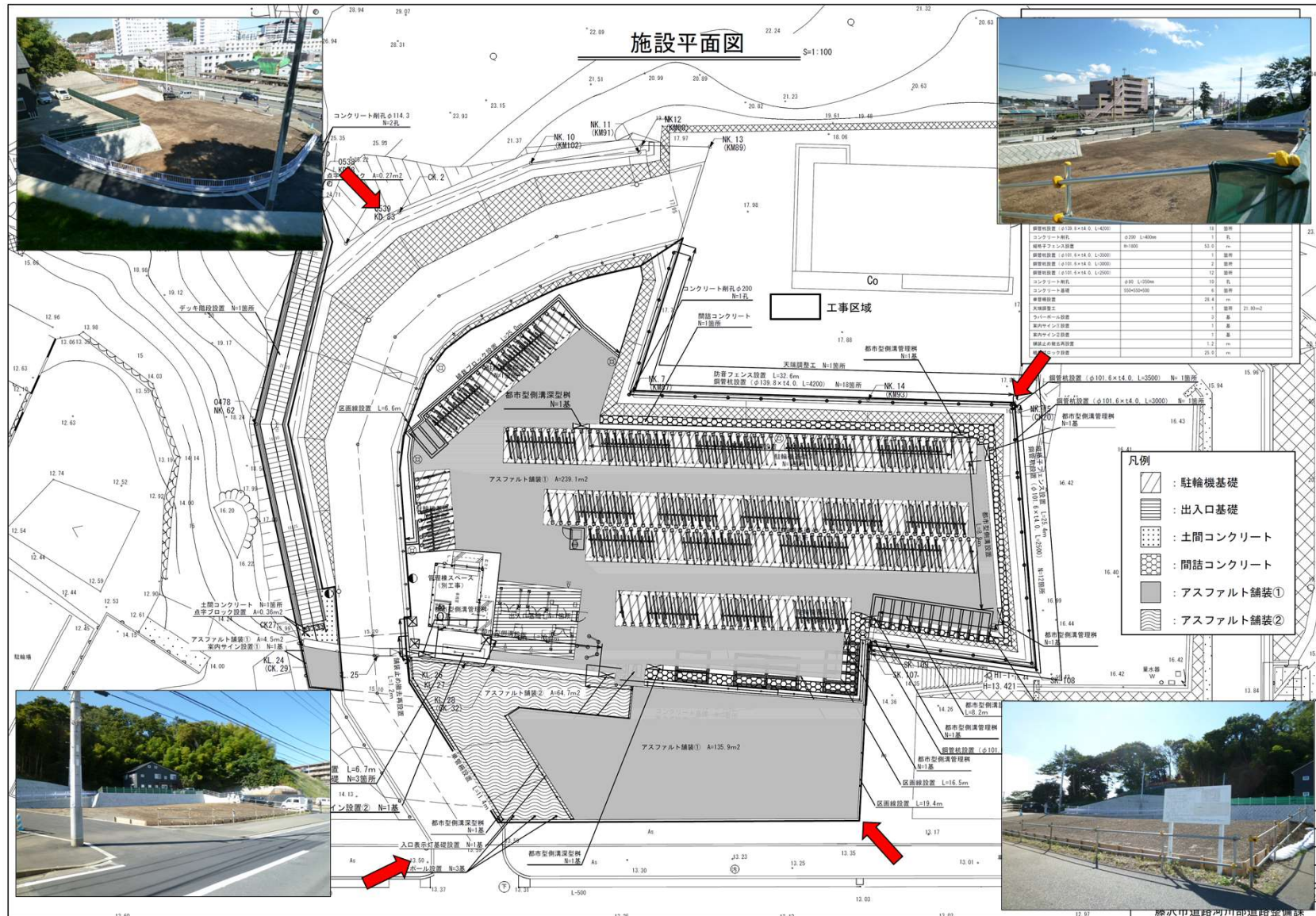
➤ 自転車駐車場の整備状況



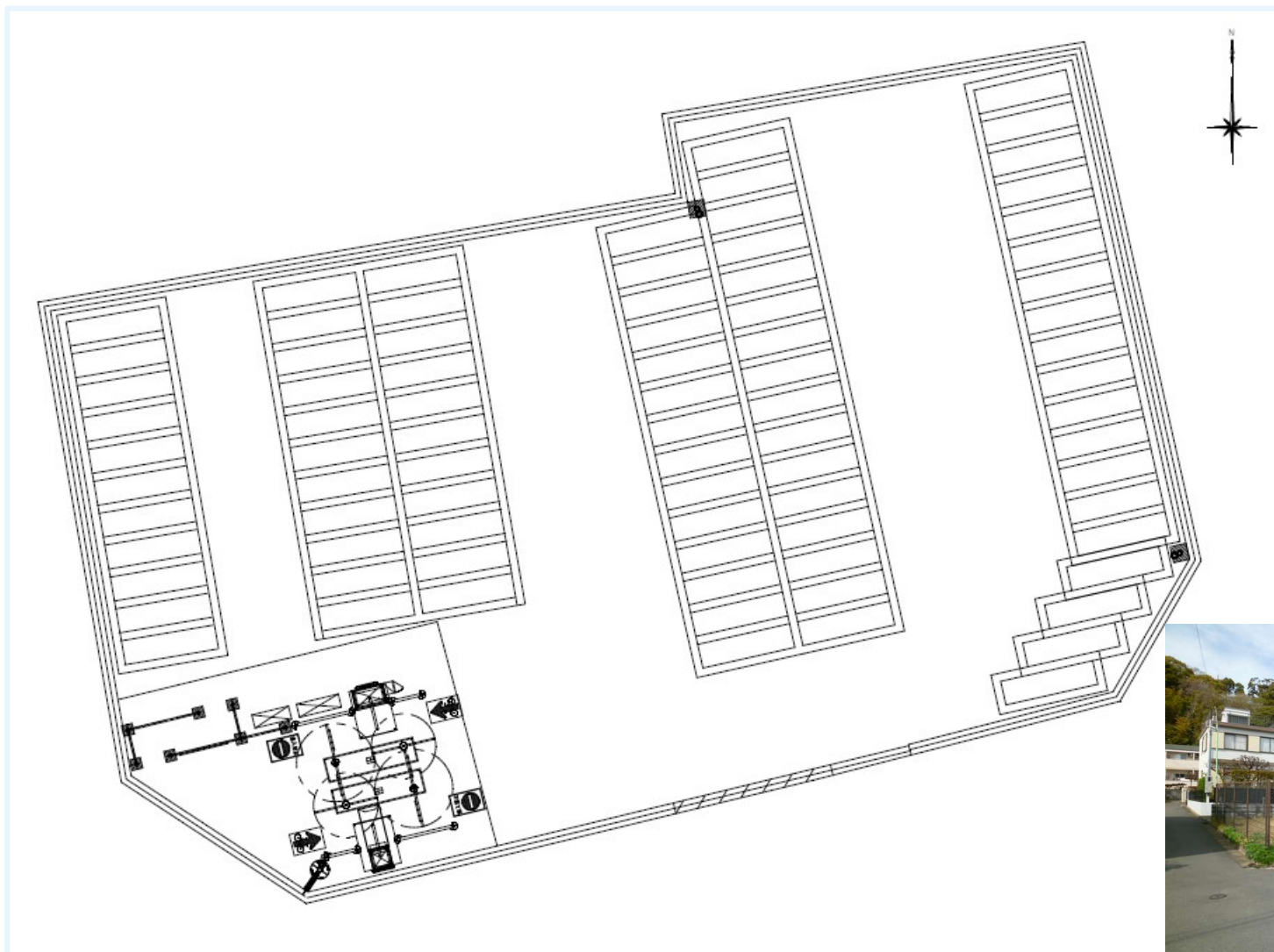
➤ 藤沢本町駅周辺の取組



➤ 藤沢本町駅自転車駐車場整備



➤ 藤沢本町駅第2自転車駐車場整備



➤ 藤沢駅周辺の取組

【新設】

令和4年12月頃 藤沢駅鶴沼海岸線 パーキングメーター撤去（神奈川県警）

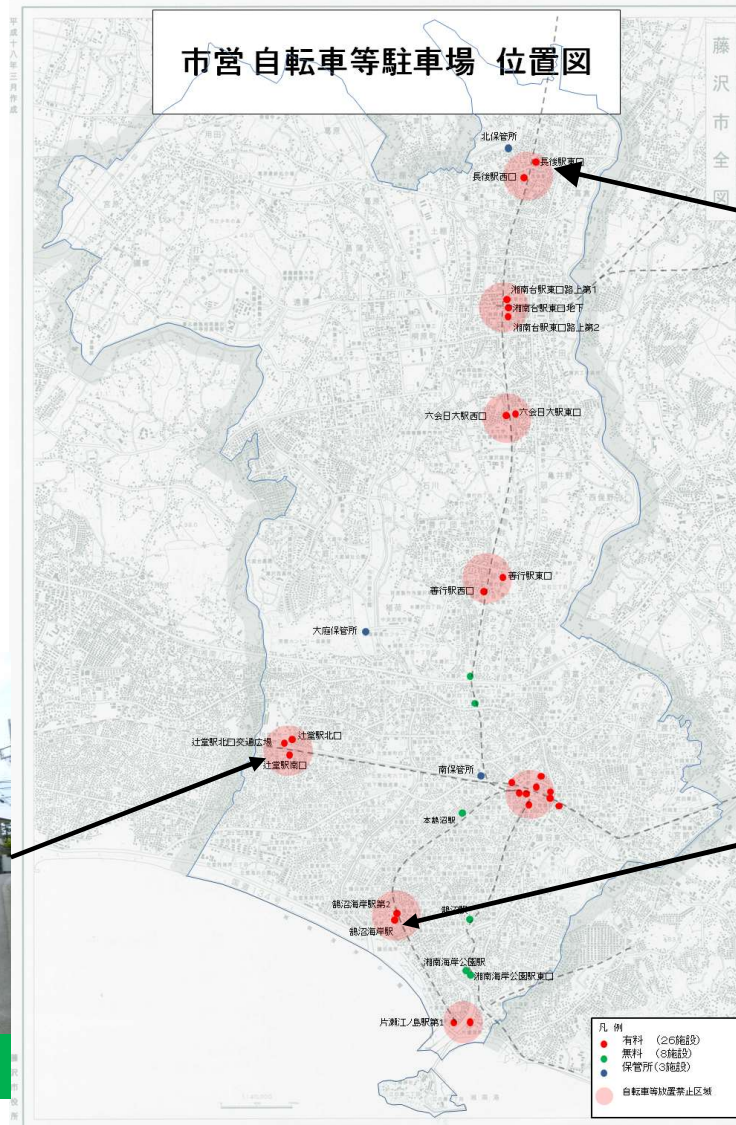


【機械化】

令和4年11月～

令和5年2月

- 長後駅東口自転車等駐車場
- 辻堂駅南口自転車等駐車場
- 鵜沼海岸駅自転車等駐車場



機械化 長後駅東口



機械化 辻堂駅南口



機械化 鵜沼海岸駅

議題.1 令和4年度の取組について

～つかう～

基本方針3 「つかう」～利用促進～

市民や来街者が自転車利用しやすい環境づくり
（ふじさわサイクルプランP56, 73～）

<方針>

地域や企業と連携しながら市民や来街者が自転車利用しやすい環境づくりに向け、過度な自動車利用から自転車利用を促進するためにソフト面の方策を中心に検討を進めます。

○令和4年度の取組

1. シェアサイクル実証実験
2. サイクルアンドバスライド施設の整備
3. 自転車の利用促進に繋がる情報発信

1. シェアサイクル実証実験

概要

事業名：湘南地域シェアサイクル
 広域周遊観光実証実験事業

事業主体：湘南地域自転車観光推進協議会

期間：2019年8月30日から
 2023年3月31日まで

協働事業者：Open Street株式会社

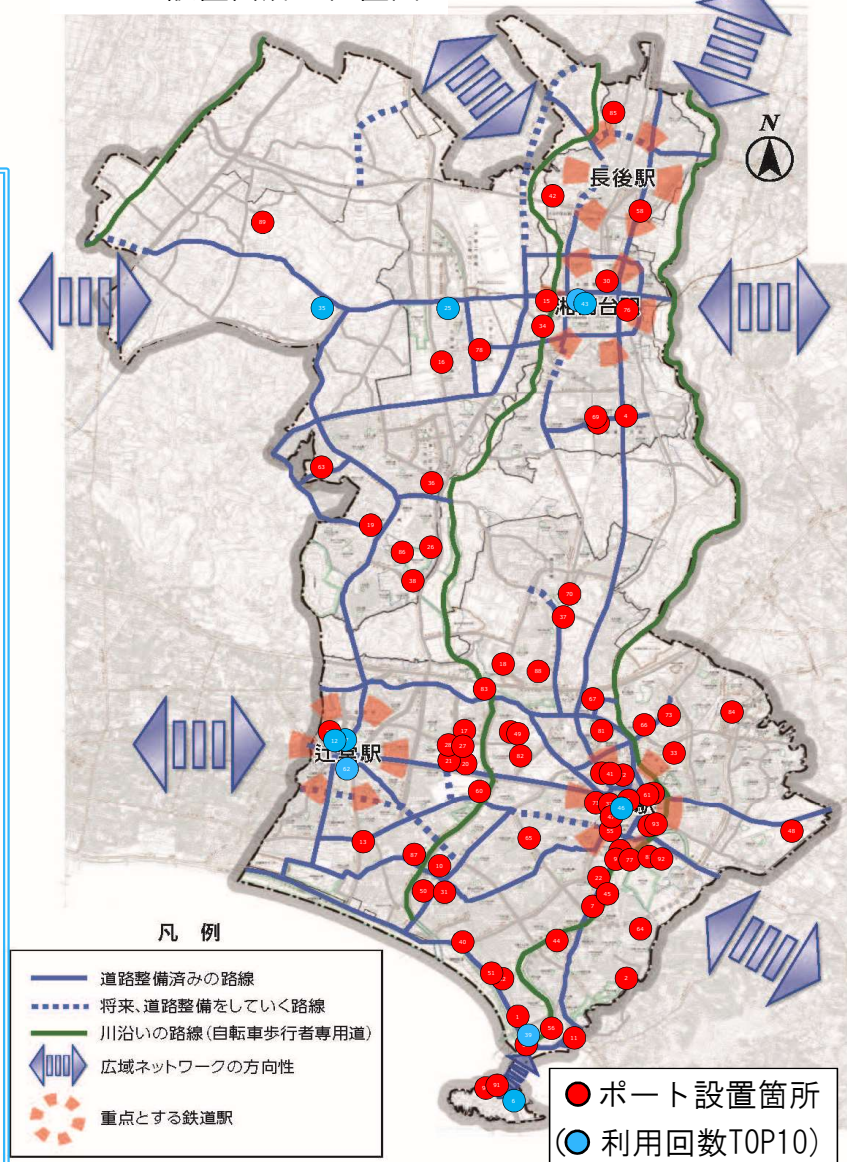
ポート数：87箇所（藤沢市内）

利用料金：利用開始30分 130円
 延長 100円/15分
 1,800円/12時間



ポートの様子（左：神台公園、右：慶應義塾大学SFC）

ポート設置箇所 位置図（22年5月末時点）

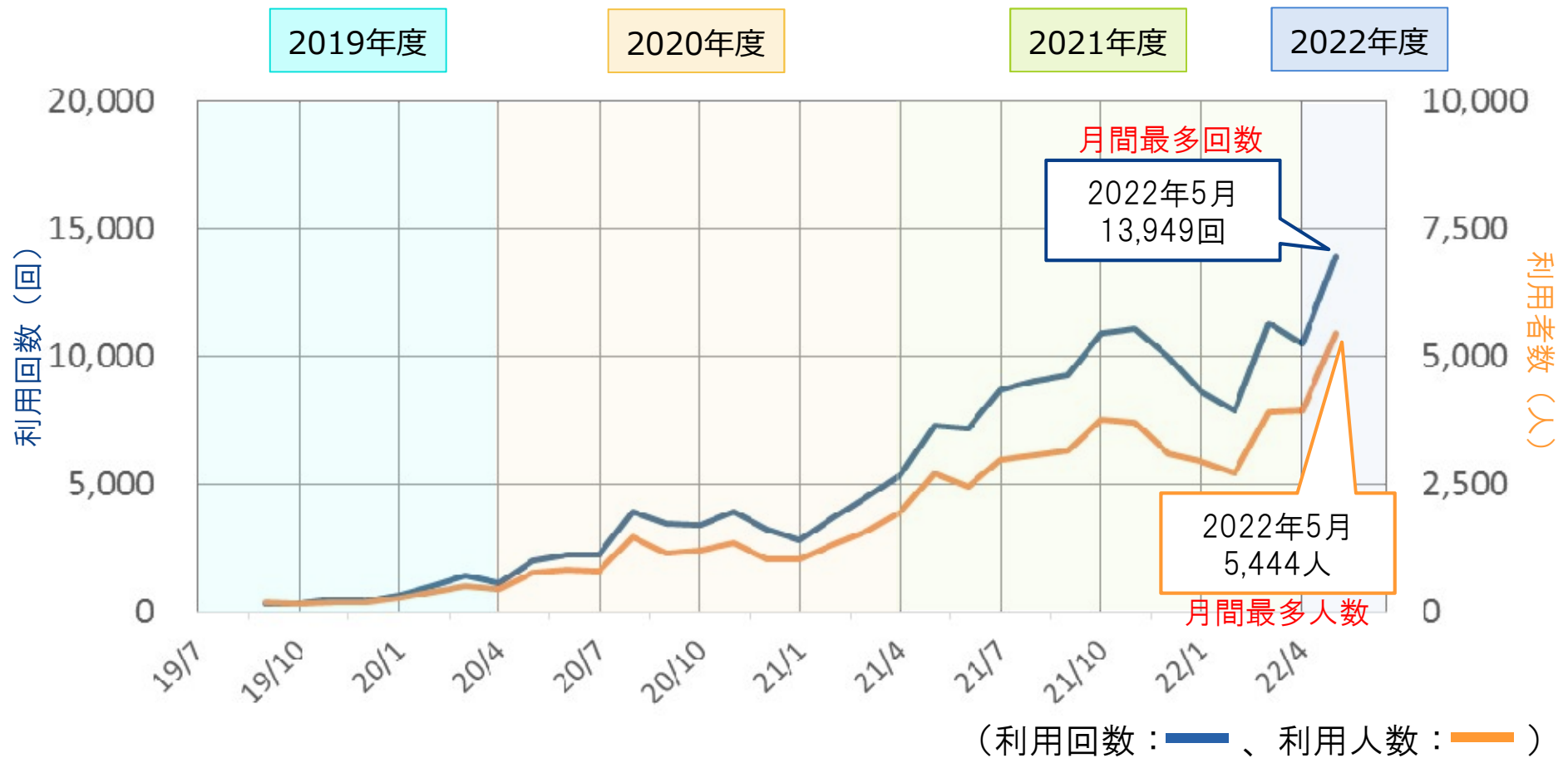


将来的な自転車ネットワーク路線

1. シェアサイクル実証実験

利用状況

利用回数（回）…貸出または返却が藤沢市内の場合の利用した回数
 利用者数（人）…シェアサイクルを1回以上利用した利用者の数
 （延べ人数ではない）



1. シェアサイクル実証実験

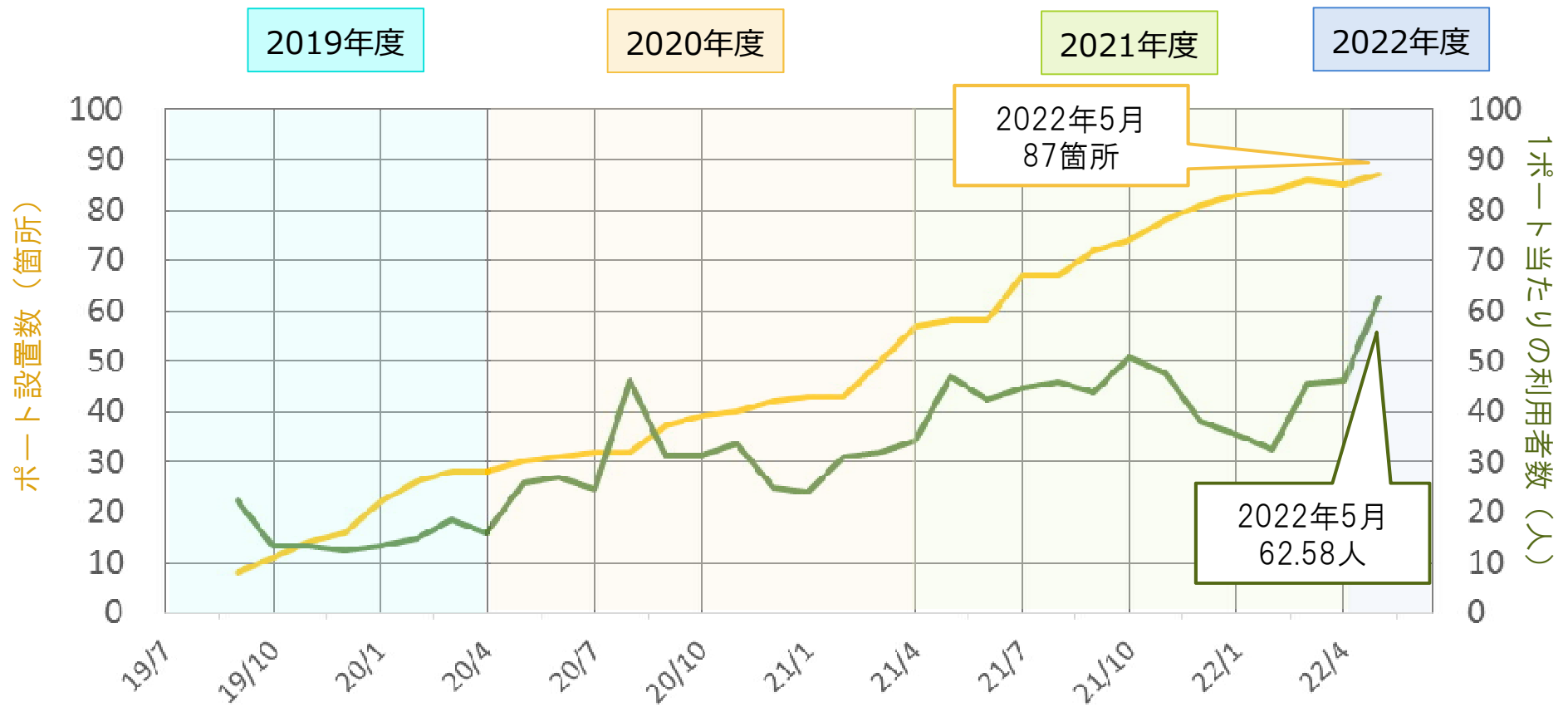
利用状況

ポート設置数（箇所）

…市内のポート設置数

1ポート当たりの利用者数（人）

…利用者数/ポート設置数



(ポート設置数：—、1ポート当たりの利用者数：—)

1. シェアサイクル実証実験

利用状況

利用回数が多い地域

◇鉄道駅周辺（駅から半径約300m以内）

- ・湘南台駅
- ・藤沢駅
- ・辻堂駅
- ・片瀬江ノ島駅、江ノ島駅

◇鉄道駅周辺以外

通勤通学などの日常的な利用

- ・石川、遠藤地区
- ・湘南大庭地区
- ・FSST周辺
- ・片瀬地区

観光などの一時的な利用

- ・江の島島内

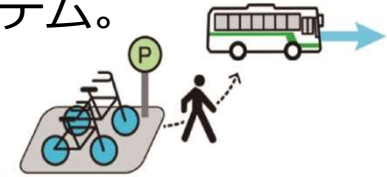
OpenStreet(株) 月次報告（2022/5）累計貸出・返却回数Top20

観光施策としての利用促進はもとより、日常的な交通手段としての可能性を探る。



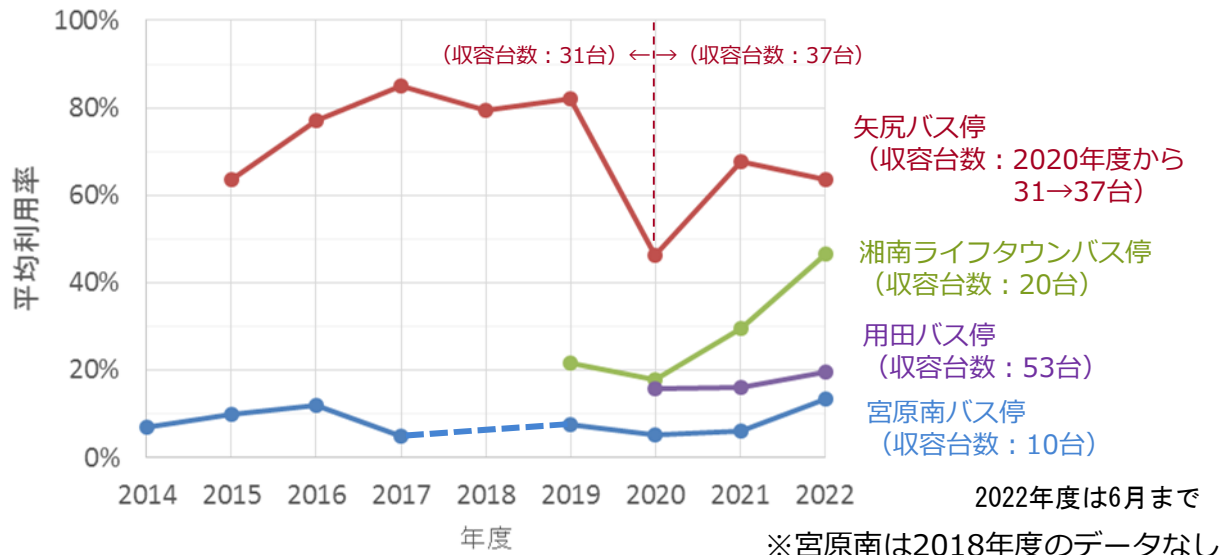
2. サイクルアンドバスライド施設の整備

サイクルアンドバスライドとは、まちなかへの自動車の流入を抑制し、バス・電車の利用を促進するために、自転車でバス停に来て、環境に優しいバス・電車に乗り換え、公共交通を自転車と上手に組み合わせて利用するシステム。



利用状況

(平均利用率 = 平均駐輪台数 / 収容台数)



将来的な自転車ネットワーク路線

2. サイクルアンドバスライド施設の整備

利用者アンケート調査

今年度は、サイクルアンドバスライド施設の利用動向の確認、効果や有効性の検証を目的に利用者に対してアンケートを実施します。

○実施概要

- ・場 所： 矢尻バス停サイクルアンドバスライド施設
- ・期 間： 2022年6月1日（水）～6月14日（火）
- ・配布方法： 駐輪自転車に依頼文、アンケート調査票を括り付ける（期間中随時）
- ・回答方法： ①調査票（紙）に記入し、備え付けの回収箱に投函
②WEBフォームに回答（URL・QRコードは依頼文に記載）



アンケート調査実施の様子（2022年6月）

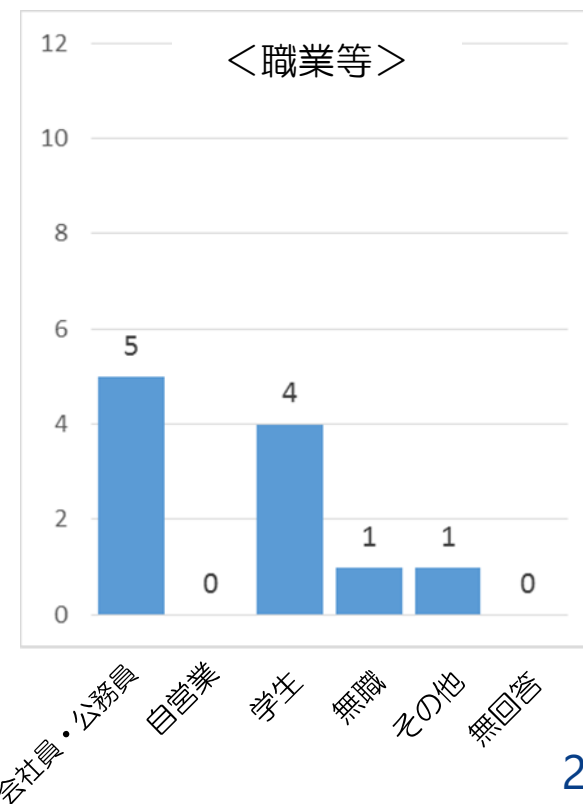
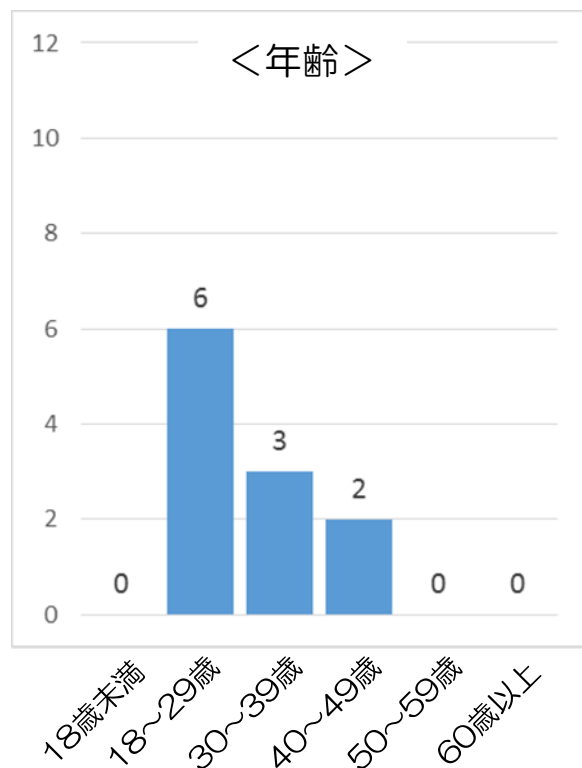
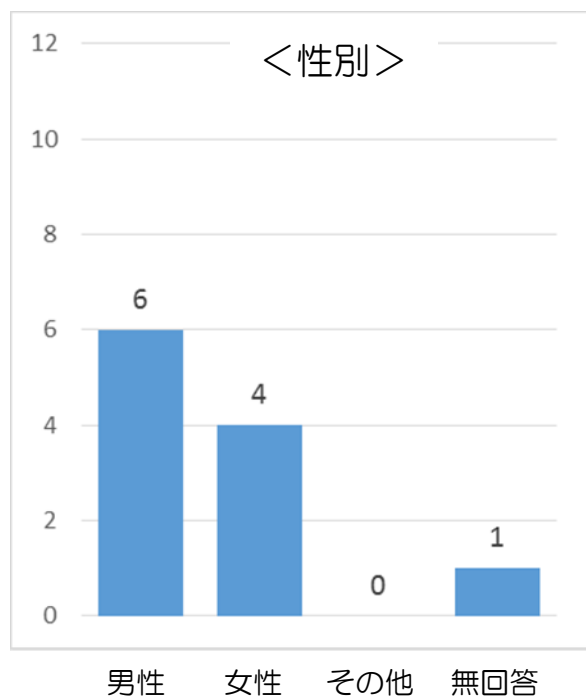
2. サイクルアンドバスライド施設の整備

利用者アンケート調査

○調査結果

- 配布数：58通（のべ）
- 回収：11通（うちWEB回答は4通）

【回答者属性】

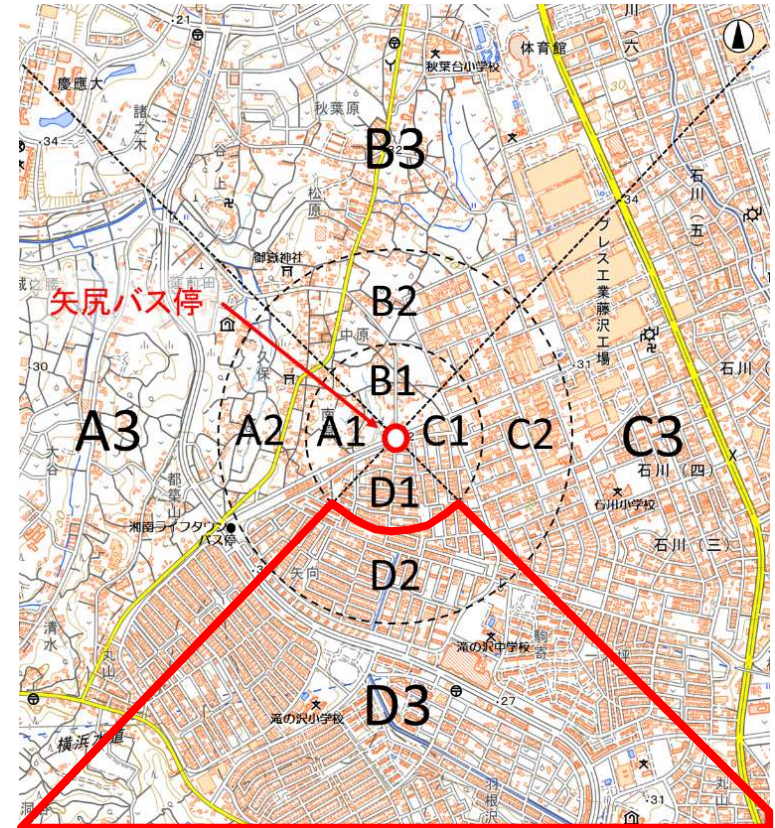
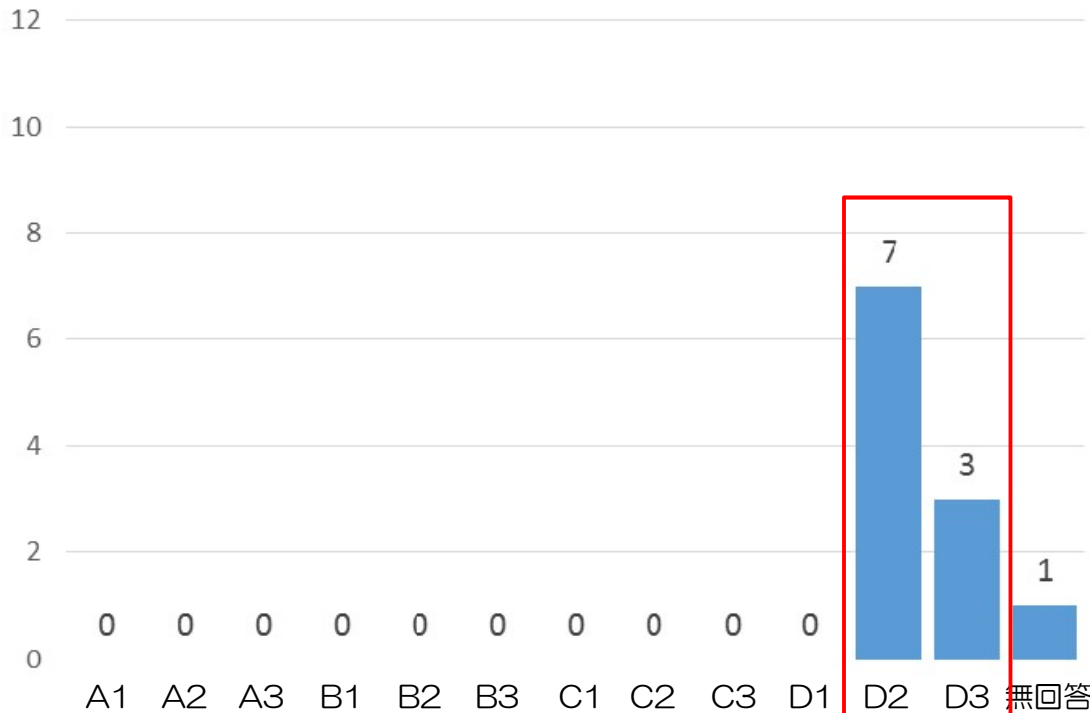


2. サイクルアンドバスライド施設の整備

利用者アンケート調査

○調査結果

問 どのエリアから自転車に乗ってきますか



※矢尻バス停を中心とした円は、半径300m、600mを表しています。

バス停南側の直線距離約300m以上のエリアからの利用者が多い

2. サイクルアンドバスライド施設の整備

利用者アンケート調査

○調査結果

問 駐輪した後、主にどこへ向かう路線バスを利用しますか



主に「湘南台駅」に向かうバスを利用している

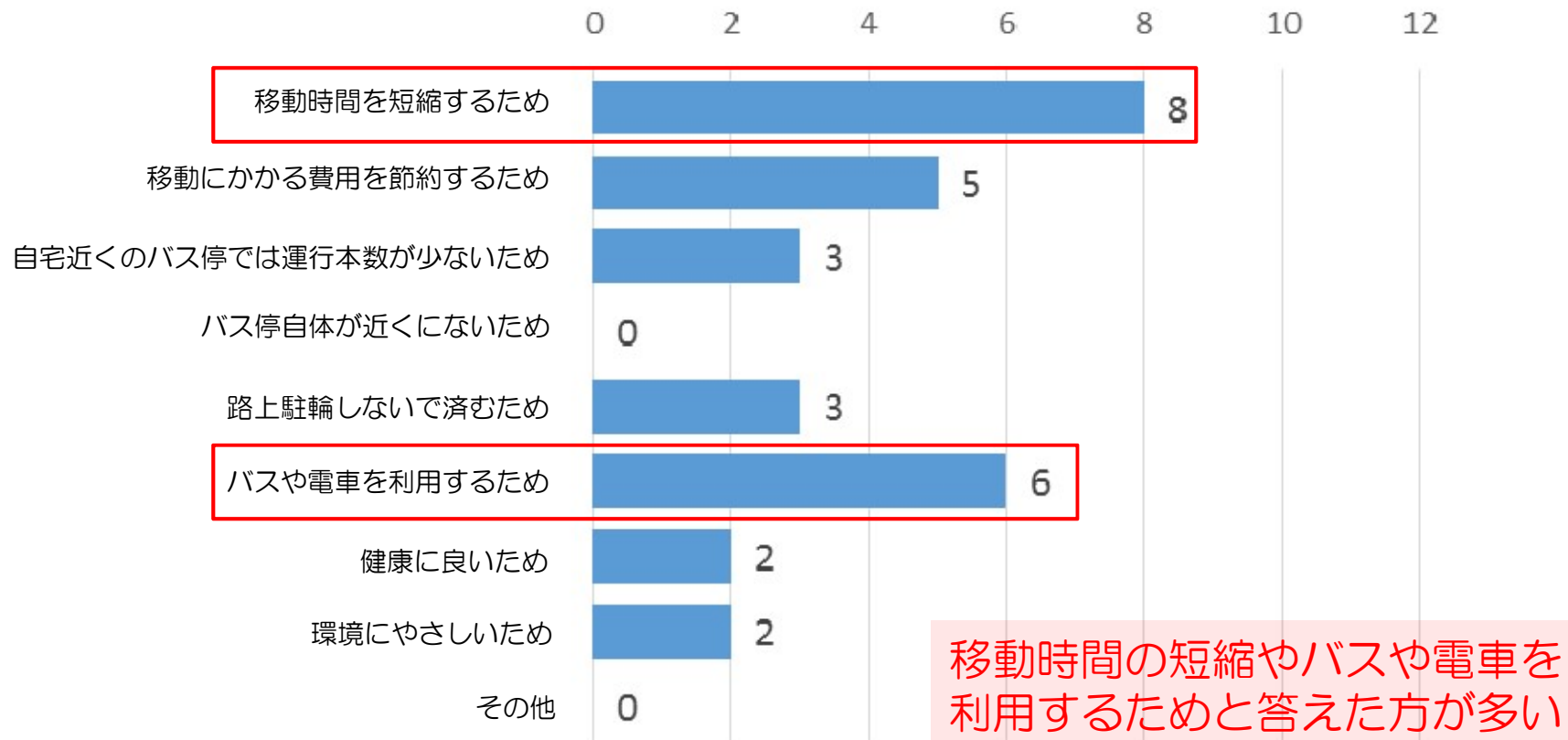
自転車からバスへの乗り換えが行われている

2. サイクルアンドバスライド施設の整備

利用者アンケート調査

○調査結果

問 サイクルアンドバスライド施設を利用する理由（複数回答）



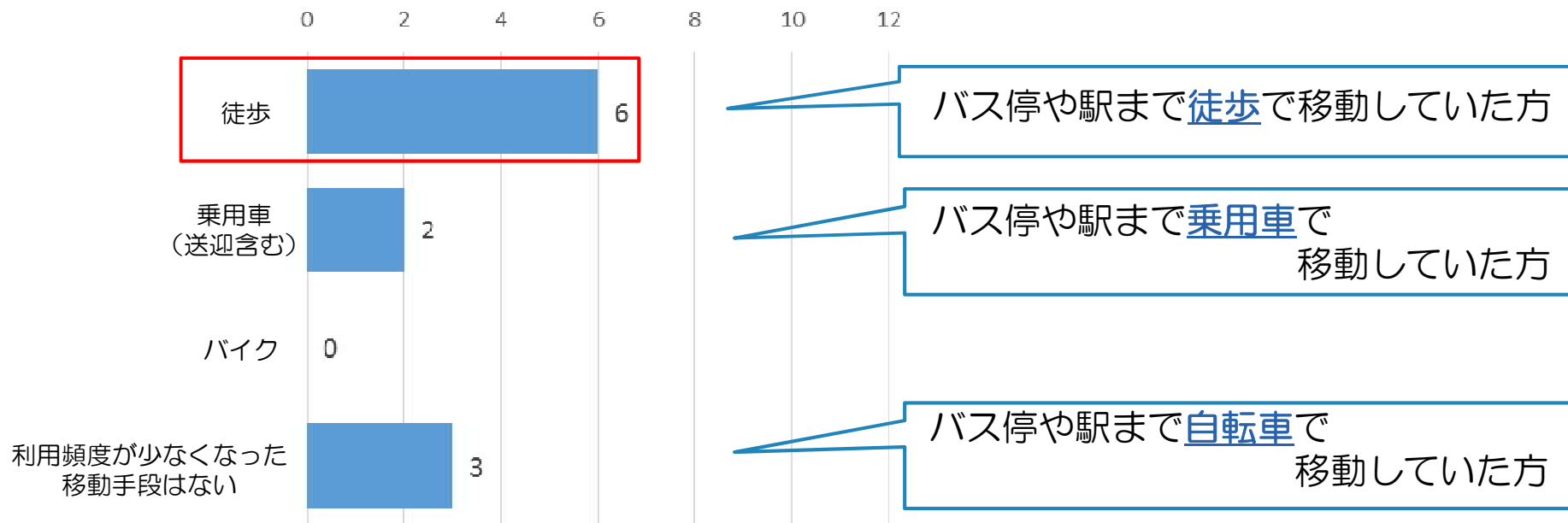
2. サイクルアンドバスライド施設の整備

利用者アンケート調査

○調査結果

問 サイクルアンドバスライドを利用したことにより、
利用頻度が少なくなった移動手段はありますか

サイクルアンドバスライド施設利用前は…



徒歩から自転車に転換した利用者が多い

2. サイクルアンドバスライド施設の整備

利用者アンケート調査

○調査結果（まとめ）

利用者	矢尻バス停南側のエリアからの利用が多い
利用するバス	湘南台駅西口、東口 （平日ピーク時：13本／時（7、8時台））
利用する理由	・ 移動時間の短縮 ・ バスや電車を利用する
利用頻度が少なくなった移動手段	徒歩

○考察

- 高頻度で発着するバス停を利用するために施設を利用しているケースが多い。
- バス停への徒歩移動を自転車に転換しているケースが多い。
- 自転車からバスへの乗り換えて、目的地に移動している。（まちなかへの自動車の流入を抑制ができています。）

★他のサイクルアンドバスライド施設においても、アンケート調査を実施します。

2. サイクルアンドバスライド施設の整備

施設整備

「考え方」

1. 「藤沢市交通マスタープラン」で設定した500mメッシュ内に公共交通のサービス圏域外が存在すること。
2. 同500mメッシュ内の人口が1,500人以上の箇所、もしくは500人以上であって地域の要望や他の施策と関連する箇所であること。
3. 多系統のバス路線が停留するバス停の周辺であること。

【凡例】

 バス停300m圏 (1本/h~)徒歩5分	 人口分布(500mメッシュ) 0~500人
 バス停300m圏 (~1本/h)徒歩5分	 500~1500人
 鉄道駅600m圏 徒歩10分	 1500人以上
 自転車1.5km圏 15分	 施設整備の条件に 当てはまる箇所

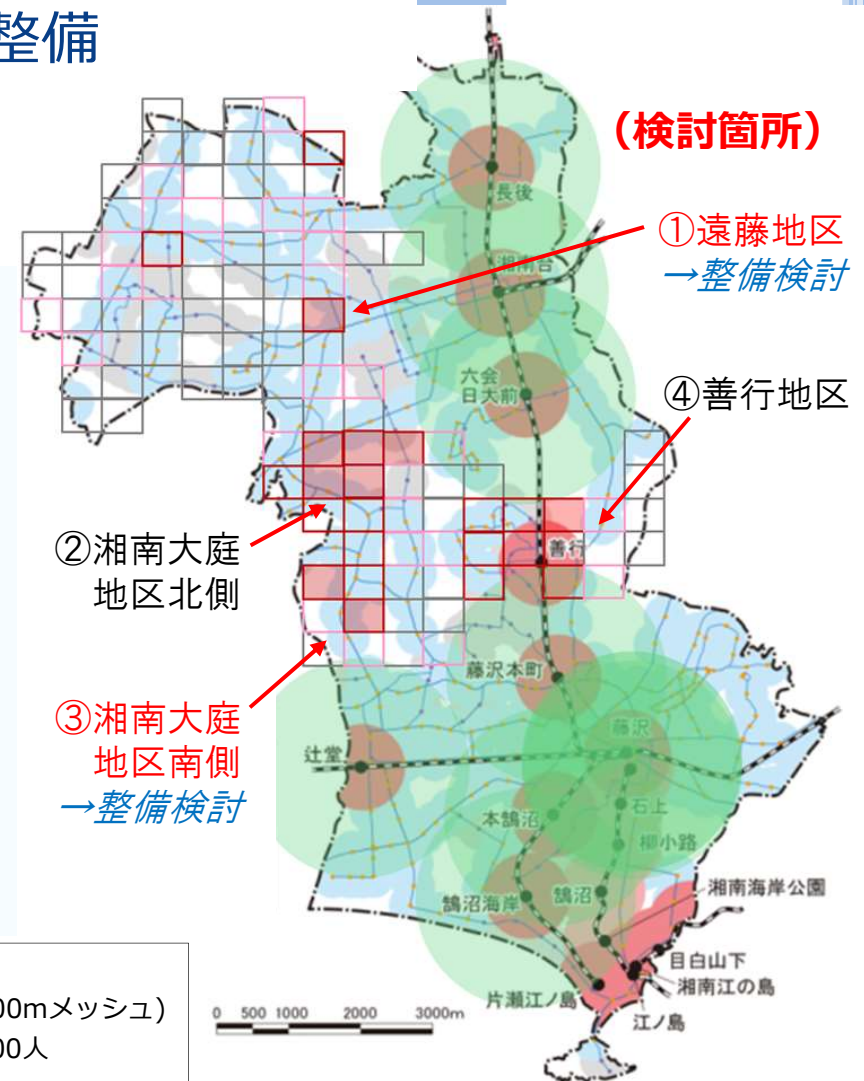


図 公共交通のサービス圏域状況
(藤沢市交通マスタープラン)

3. 自転車の利用促進に繋がる情報発信

観光情報誌への掲載



(昨年度発行の観光情報誌)



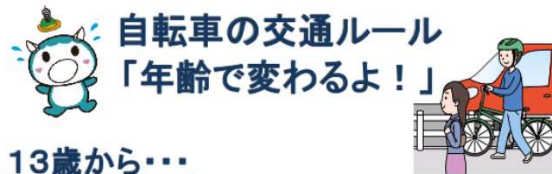
- 自転車で立ち寄ることができる観光地やお店の紹介
- シェアサイクルの紹介 など

議題.1 令和4年度の取組について

～まもる～

1.交通安全啓発活動の拡充

- 市立中学校1年生全員へのチラシ配付（夏休み前）約4,000枚



13歳から...

12歳までは、自転車で歩道を通ることができました。でも、13歳になってからは、車道の左側を通らないといけません。



例外...自転車に乗って歩道を通れるとき



上の図の標識や道路の標示があるところや、車道で道路工事をしていたり、車道の幅が狭いとき、車が多く車道を通るのが危ないときなどは歩道を通ることができます。

歩道を通るときは、車道側をすぐに止まれる速さで通らないといけません。歩行者優先です。歩行者がいたら止まって道をゆずりましょう。

14歳から...

14歳からは、自転車で「危険行為」をして、交通切符等の取締りを受けたり、交通事故を起こすことを、3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車安全運転講習」の受講が命じられます。

講習は3時間。講習内容は、テキストや視聴覚教材を利用した自転車のルール等の再確認です。講習手数料は6,000円。

受講命令に従わないと5万円以下の罰金が科せられます。



主な危険行為

- ① 信号無視
- ② 歩道での歩行者妨害
- ③ 車道の右側通行
- ④ 遮断踏切への立ち入り
- ⑤ 一時不停止
- ⑥ ブレーキ不良自転車の運転

ほかにも色々あります。調べてみましょう。また、傘さし運転や、携帯電話・スマートフォンを見ながら、イヤホンを着用しながらの運転も、安全に運転する義務に違反しているので、「危険行為」となることがあります。



自転車もあおり運転の罰則の対象です

道路交通法改正により、自転車がほかの車両の前で急ブレーキをかけることや、執拗にベルを鳴らすなどで、交通の危険を生じさせる恐れがあれば該当する可能性があり、「危険行為」とみなされることもあります。

自転車の運転は周囲の安全に配慮して、事故のないようにしましょう。

自転車損害賠償責任保険等への

加入は義務です

神奈川県条例により、自転車損害賠償責任保険等の加入は義務化されています。

自転車利用者、自転車利用者の保護者、自転車を事業で利用する事業者、自転車貸付業者は自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

★神奈川県警察ホームページに詳しい自転車の交通ルールが記載されています。右(→)のQRコードからアクセスしてみましょう。



藤沢市役所 防犯交通安全課
住所：藤沢市朝日町-1
電話：0466-50-8250(直通)

自転車も のれば車の なかまいり



1.交通安全啓発活動の拡充

- 小・中学生交通安全ポスター展
- 交通安全ビデオ・DVDの貸出
- 令和4年度広報ふじさわ掲載

号	内容予定
3月25日号	春の交通安全運動
4月25日号	自転車マナーアップ
5月25日号	二輪車月間
6月25日号	夏の事故防止運動
8月25日号	高齢者事故防止月間
9月10日号	ポスター展、パネル展
11月25日号	年末の事故防止運動
3月25日号	春の交通安全運動

1.交通安全啓発活動の拡充

- ホームページ掲載
- 各季等の交通安全運動での自治会・町内会回覧
- 藤沢市役所サイネージで動画上映、チラシ等の掲載

令和3年藤沢市内の交通事故統計

◇藤沢市内交通事故発生状況

	件数	死者	負傷者
令和3年	1,009	11	1,178
令和2年	989	5	1,141
増減	20	6	37
前年比率	102.0%	220.0%	103.2%



◇警察署別交通事故発生状況


	藤沢警察署管内			藤沢北警察署管内		
	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
令和3年	531	9	619	478	2	559
令和2年	496	2	569	493	3	572
増減	35	7	50	-15	-1	-13
前年比率	107.1%	450.0%	108.8%	97.0%	66.7%	97.7%

◇自転車事故件数の推移

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年
件数	503	478	466	381	365	300	418	316	373	266	311
傷者	492	475	468	376	362	293	417	314	379	261	298
全事故件数に占める割合(%)	26.3	26.6	25.9	25.1	25.2	23.2	29.1	26.7	30.8	26.9	30.8

◇地区別自転車事故発生状況

藤沢警察署管内	件数	死者	負傷者	藤沢北警察署管内	件数	死者	負傷者
村岡地区	18	1	15	善行地区	9	0	8
片瀬地区	25	0	25	六会地区	31	1	30
鵜沼地区	38	0	39	湘南台地区	30	0	27
辻堂地区	35	0	32	長後地区	24	0	25
明治地区	30	0	30	御所見地区	12	0	11
藤沢地区	32	0	31	遠藤地区	13	0	13
				湘南大庭地区	14	0	12



◆あらためて確認！交通ルールの基本◆

自転車は車のなかまです。信号を守るだけではなく、標識も守らなければいけません。「とまれ」の標識があるところでは、一時停止をして、周囲の安全確認を行いましょう。

1.交通安全啓発活動の拡充

【参考】5年間の自転車街頭点検の推移

実施年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実施箇所数	7箇所 ※2箇所 雨天中止	7箇所 ※2箇所 雨天中止	全箇所中止	8箇所 ※1箇所 雨天中止	9箇所 ※1箇所 雨天中止
実施地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鵜沼 ・ 六会 ・ 湘南大庭 ・ 湘南台 ・ 長後 ・ 御所見 ・ 遠藤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鵜沼 ・ 明治 ・ 善行 ・ 湘南大庭 ・ 長後 ・ 御所見 ・ 遠藤 	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 (9箇所予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠藤 ・ 明治 ・ 御所見 ・ 鵜沼 ・ 六会 ・ 湘南大庭 ・ 善行 ・ 湘南台 実施順	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠藤 ・ 長後 ・ 明治 ・ 御所見 ・ 湘南台 ・ 善行 ・ 湘南大庭 ・ 藤沢 ・ 鵜沼 ・ 六会 実施順
点検台数	238台	336台	0台	325台	381台

- 2.防犯への意識づけ活動
- 3.自転車環境づくりにあわせた意識の啓発
- 4.社会情勢に伴う交通ルール意識への啓発
- 5.幼児二人同乗基準に適合した自転車利用の啓発

- 各種ポスターの掲示やチラシ設置、交通安全教室の実施。
- キャンペーン等については、コロナの状況を見ながら、各地区ごとに判断し実施予定。

■ 過去5年間の自転車事故の推移

	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
発生件数	418	316	373	266	311
死者数	1	0	1	0	2
負傷者数	417	314	379	261	298
全事故に占める割合	29.1%	26.7%	30.8%	26.9%	30.8%
(全事故発生件数)	1,435	1,182	1,212	989	1,009

■ 過去5年間の交通安全教室の受講者数の推移

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
回数	214	225	211	106	179
人数	20,808	21,838	21,525	6,370	14,200

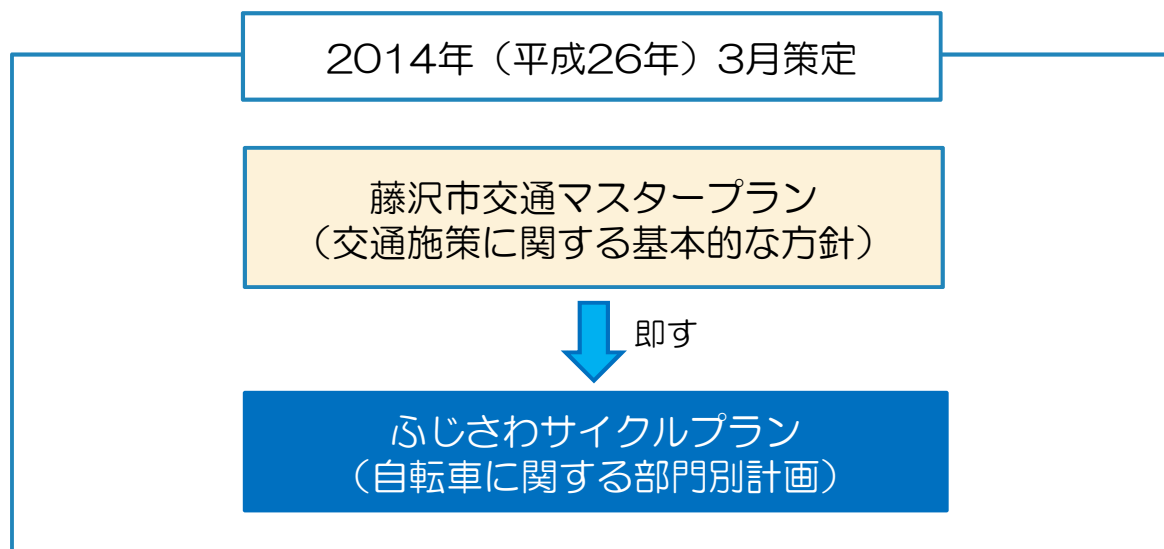
議題.2 ふじさわサイクルプランの改定について

ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）の概要



- 2014年（平成26年）3月策定
- 本市の総合的な都市交通計画（藤沢市交通マスタープラン）の自転車交通に関する部門別計画。
- 概ね2030年（令和12年）を見据えた自転車施策の方向性を示す。

➡ 自転車施策を総合的に展開していくうえで基本的な指針となるもの。



自転車活用推進法（2016年（平成28年）12月16日公布、 2017年（平成29年）5月1日施行）

目的

極めて身近な交通手段である自転車の活用による

- 環境負荷の低減
- 災害時における交通の機能維持
- 国民の健康の増進等

重要な課題



自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

地方公共団体の責務

- 国との適切な役割分担の下、地域の実情に応じた施策を実施

自転車活用推進計画（以下、『推進計画』）

- 国は、推進計画の策定が義務。
- 都道府県は、国の計画を勘案した都道府県推進計画の策定が努力義務。
- **市町村は、国や県の推進計画を勘案した市町村推進計画の策定が努力義務。**

都道府県及び市町村推進計画…区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画のこと

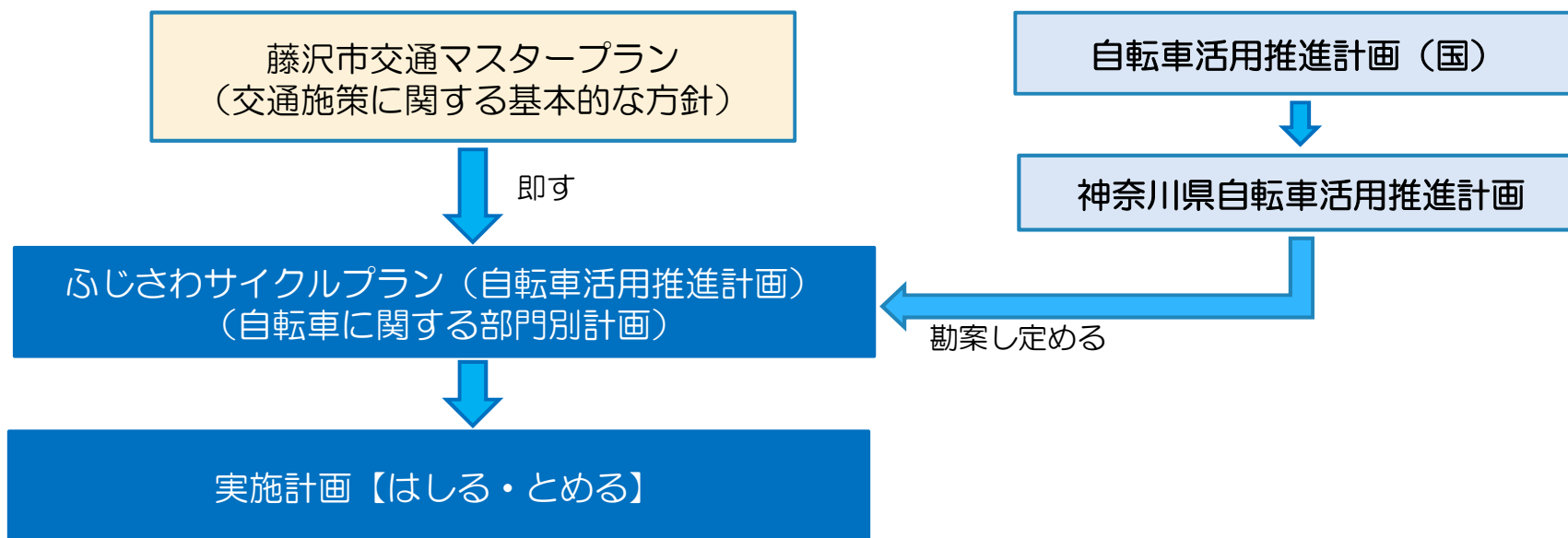
自転車活用推進法に基づく計画への位置づけ



自転車施策に関する総合的な計画である「ふじさわサイクルプラン」を、本協議会での検討を経て、2020年（令和2年）11月に自転車活用推進法に基づく「**市町村自転車活用推進計画**」に位置付けた。

併せて

自転車走行空間整備と駐輪環境整備の整備スケジュールを示した、実施計画を作成。



- 「太平洋岸自転車道」がナショナルサイクルルートとして指定。
- 湘南地域の4市3町でシェアサイクル広域周遊観光実証実験事業を実施中。

■ ナショナルサイクルルート（NCR）の指定

- ナショナルサイクルルート制度は、サイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ソフト・ハード両面から一定の水準を満たすルートを国が指定するもの。
- 千葉県銚子市から神奈川県を通り和歌山県和歌山市に至る延長1,487kmの自転車道である太平洋岸自転車道が令和3年5月にNCRに指定された。



図 太平洋岸自転車道

■ 湘南地域におけるシェアサイクルの実証実験事業

湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業

- 本市を含む湘南地域自転車観光推進協議会がシェアサイクルの実証実験を実施している。
（2019年（令和元年）8月30日～2023年（令和5年）3月31日）（延長規定あり）

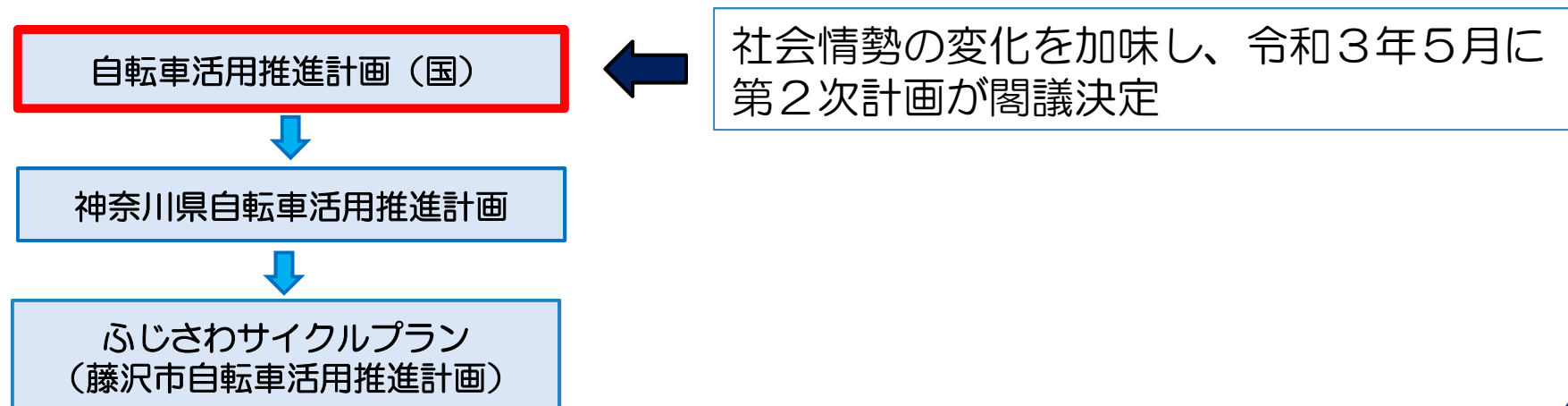
➤ 社会情勢の変化（国の動向）

➤ 国の自転車活用推進計画の見直し

- 令和3年5月に、社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、「第2次自転車活用推進計画」が閣議決定された。

◇第1次計画からの社会情勢の変化

1. コロナ禍における生活様式、交通行動の変容。
2. 情報通信技術の発展
3. 高齢化等も踏まえた「安全・安心」
4. 脱炭素社会の実現に向けた動き
5. 新たな低速小型モビリティの登場（自転車走行空間への影響）



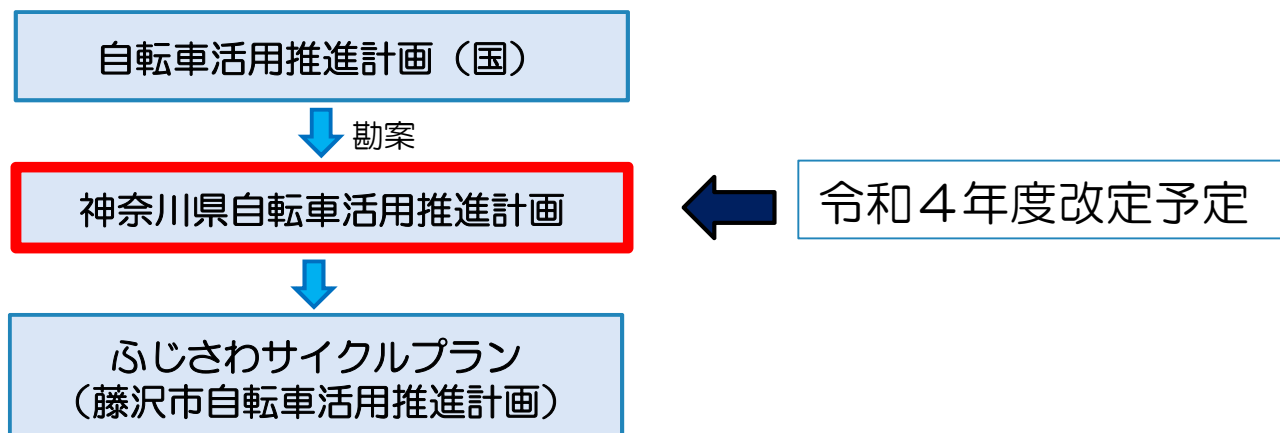
➤ 「神奈川県自転車活用推進計画」（2020年（令和2年）3月策定）

- 自転車活用推進法に基づく都道府県自転車活用推進計画
- 本県の実情に応じた自転車の活用に関する施策を総合的に進める指針として位置付けるもの。

目 標

現状を踏まえた課題から、4つの目標を定めている。

1. 自転車を快適に利用できる環境の整備
2. 自転車活用を通じた未病改善の推進
3. 観光・サイクリススポーツの振興による地域の活性化
4. 自転車事故のない安全で安心な社会の実現



➤ 藤沢市交通マスタープランの改定

藤沢市交通マスタープラン

➡ 藤沢市都市マスタープランの交通に関する分野別計画として、2030年（令和12年）を見据えた中長期的な総合交通体系の方向性を示したものの。交通施策を展開していく上で、基本的な指針となるもの。

現交通マスタープラン(平成26年)

- ・平成20年に実施した第5回東京都市圏パーソントリップ調査



平成30年に実施した第6回東京都市圏パーソントリップ調査の分析結果や社会情勢の変化を基に、見直しが進められている。

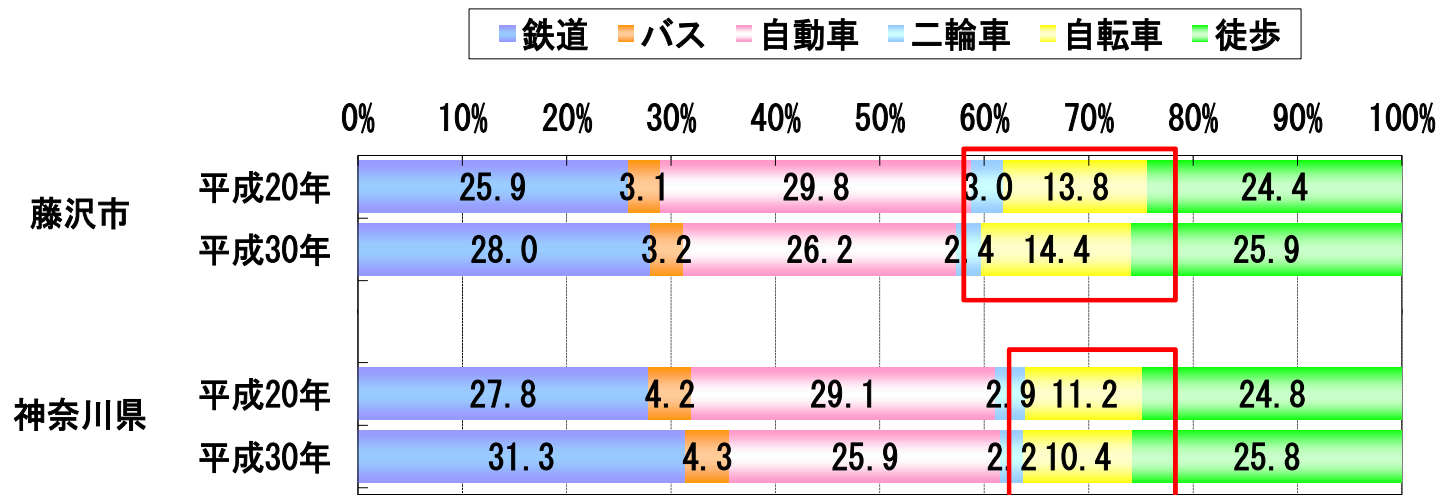
藤沢市交通マスタープラン
(交通施策に関する基本的な方針)



ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）
(自転車に関する部門別計画)

➤ 藤沢市における自転車利用の変化等

東京都市圏パーソントリップ調査結果では、10年前に比べ神奈川県全体の自転車分担率が減少するなか、本市の自転車分担率は上昇している。



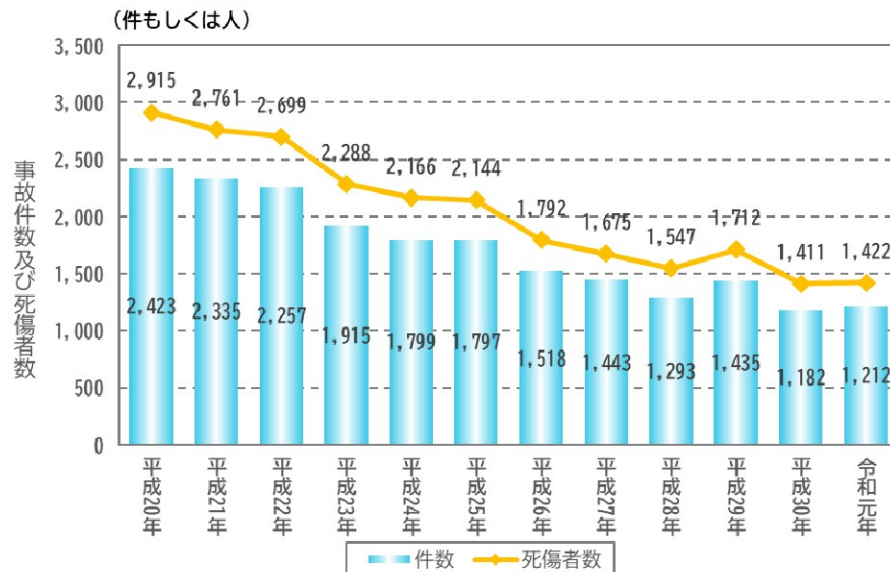
図：代表交通手段分担率
(H20・H30OPT調査)

※代表交通手段：一つのトリップでいくつかの交通手段を乗り換えた場合、その中の主な交通手段を代表交通手段という。主な交通手段の集計上の優先順位は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順としている。

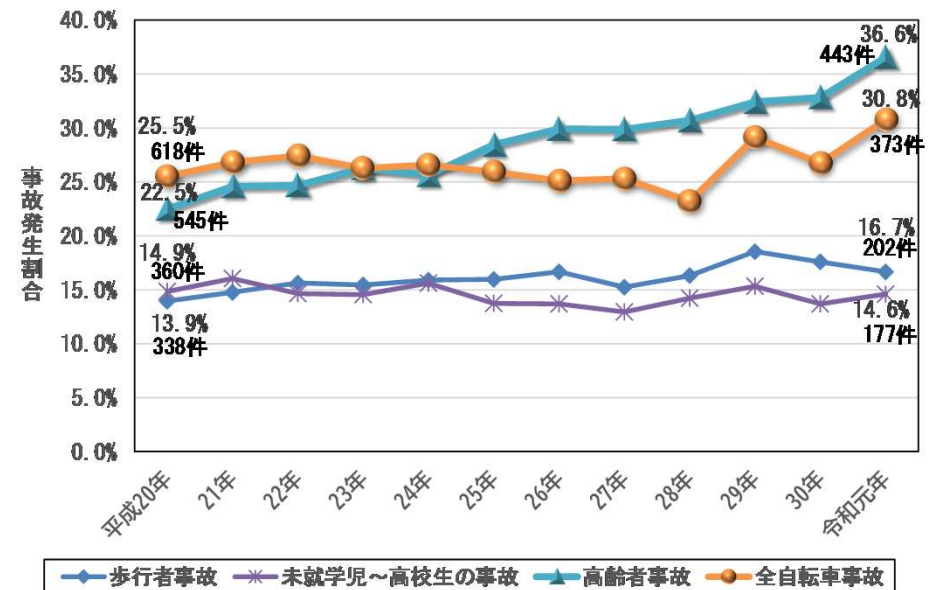
➤ 藤沢市における自転車利用の変化等

- 交通事故及び死傷者は年々減少している。
- 自転車事故件数は減少しているものの、事故全体に占める割合は高まっている。

交通事故件数及び死傷者数は年々減少しており、自転車事故件数も減少しているが、一方で、事故全体に占める自転車事故の割合は**増加傾向**にあり、平成20年からの10年間で**約5.3%増加**している。



図：事故件数・死傷者数の推移
(藤沢市交通事故統計)

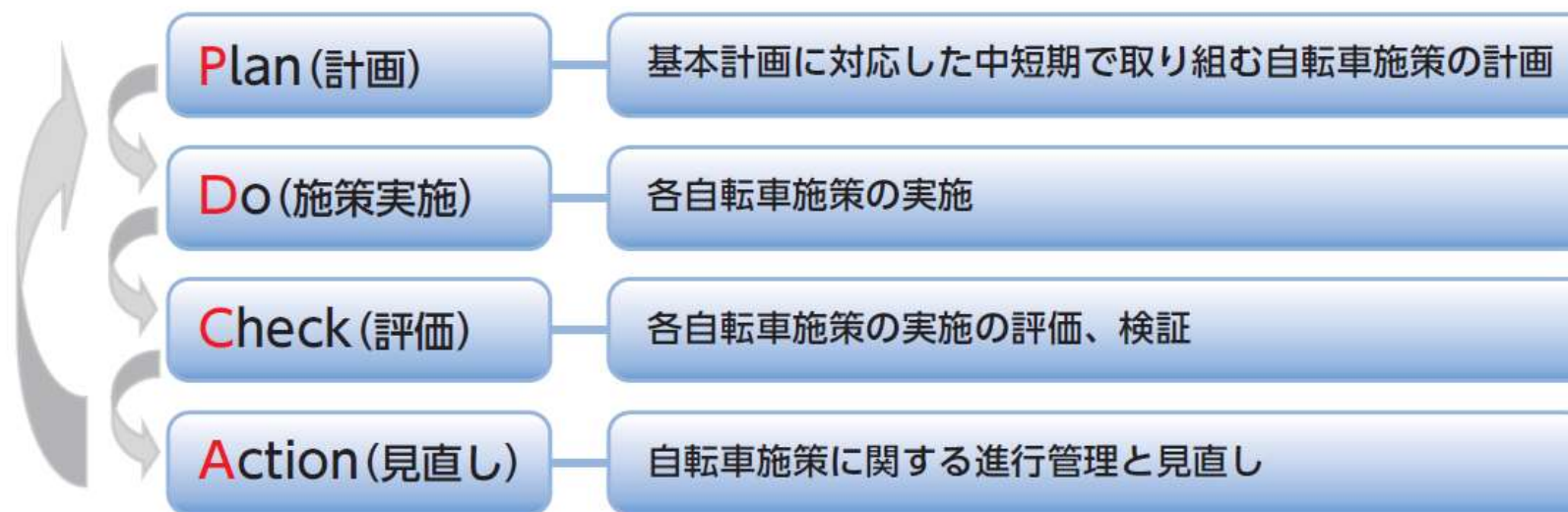


図：事故件数・死傷者数の推移
(藤沢市交通事故統計)

➤ 見直しの必要性

➤ 「ふじさわサイクルプラン」の改定

- 評価、検証により各施策の見直しを行い、改善を図るPDCAサイクル。



PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ

➤ 見直しの必要性

➤ 「ふじさわサイクルプラン」の改定

- P D C Aサイクルを用いた進行管理に加え、社会経済情勢に大きな変化が生じた際は計画の見直しを行うこととしている。
- 国や県における自転車関連の取組、新しい生活様式の定着など自転車を取り巻く社会情勢の変化、藤沢市における自転車利用の変化に加え、過去の本協議会での委員からのご意見を踏まえつつ、「ふじさわサイクルプラン」を見直す。

国・県の取組

- ナショナルサイクルルート（NCR）の指定
- 湘南地域におけるシェアサイクルの実証実験事業

社会情勢の変化

- コロナ禍における生活様式・交通行動の変容
- 情報通信技術の発展
- 高齢化等も踏まえた「安全・安心」
- 脱炭素社会の実現に向けた動き
- 新たな低速小型モビリティの登場

自転車利用の変化

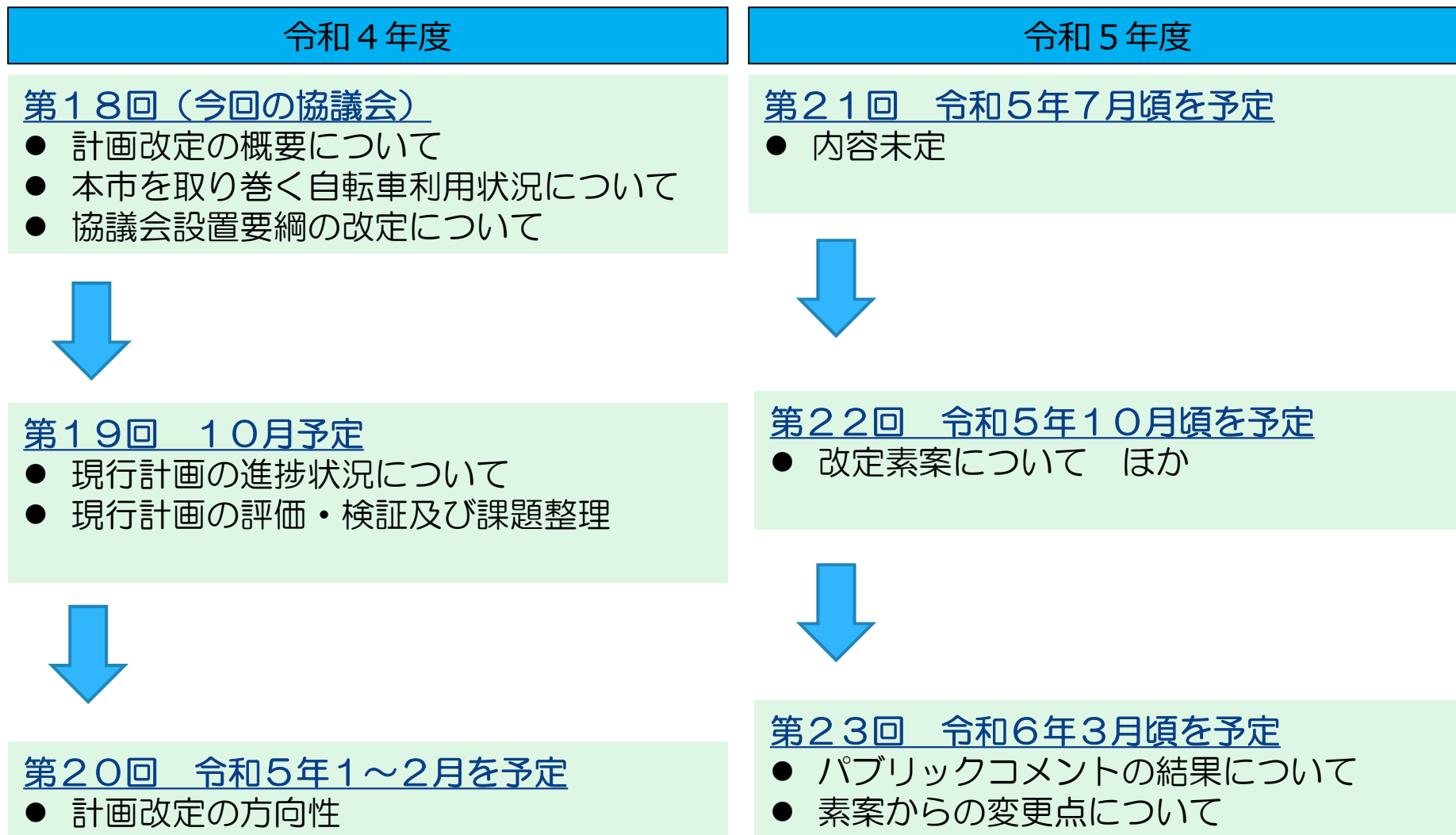
- 自転車分担率の増
- 自転車関連事故発生割合の増

本協議会でのご意見

- 健康増進に関する施策が不足している
- 自転車を楽しむ視点が不足している
- 防災に関する視点が不足している

**ふじさわサイクルプラン
（藤沢市自転車活用推進計画）
の改定**

➤ 計画改定に関するスケジュール



➤ 協議会設置要綱の改定について

ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会

「ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）」P.81

協議会設置によるサイクルプランの推進体制

- ① 進行管理
- ② 実施する施策についての情報交換・調整

本協議会は、本市の自転車施策に関する事項を扱うとともに、自転車活用推進計画への位置づけについて検討を進めた組織体

ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会設置要綱（抜粋）

（目的及び設置）

第1条 本市の自転車交通に関する施策の基本的な指針となる「ふじさわサイクルプラン」の円滑な推進を図るため、ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) ふじさわサイクルプランの推進に関すること
- (2) 計画の改定に関すること
- (3) その他目的達成のために協議会が必要と認める事項

